

補足資料

ミャンマー連邦共和国憲法（日本語訳）

前文

ミャンマーは、長い歴史を有する国家である。我々諸民族は、一致団結して暮らしてきており、主権を有する独立した国家として建国し存立してきている。

1885年、我々は植民地主義者の侵略により国家の主権を完全に失った。その後すべての民族・国民が、一致団結して反植民地運動及び民族独立運動に身を捧げた結果、1948年1月4日に、再び主権を有する独立国家として存立することが可能となった。

独立を早期に達成するため、憲法を早急に起草し、1947年9月24日に議会がこれを承認し、独立が達成された時には、国家はこの憲法に基づき、議会制民主主義を採用した。しかし、国家が民主主義制度をうまく機能させることができなかったため、1974年に一党体制を基礎とする新たな憲法を起草し、国民投票により採択し、社会主義的民主国家として国家を再び建設することとなった。その後、1988年に国内において発生した状況のため、この憲法も廃止することとなった。

その後、国家平和開発評議会は、国民の希望に則り、複数政党制民主主義と市場経済制度を、自国に適合する形で実現できるよう、精力的に国家建設に励んできた。

国家の将来に長期的な利益をもたらす、かつ、堅固な憲法を持つことが必要不可欠であったため、国家平和開発評議会は1993年から国民会議を招集し開催してきた。

国民会議においては、政治、安全保障、行政、経済、社会及び法律等の様々な観点からの経験豊富な人物や、国内に存在するすべての地域からの民族の代表者が参加した。

国民会議の開催に際しては様々な困難や妨害に直面したが、2003年に決定された7段階のロードマップに従って、固い決意と粘り強さで、2004年に国民会議を継続することとし、堅固な憲法の出現に向け、憲法の基本原則及び詳細な原則を決定し、2007年9月3日に国民会議は成功裡に終了したのである。

我々すべての国民は、国民会議が決定した基本原則及び詳細な原則に基づき、このミャンマー連邦共和国憲法を起草した。

我々すべての国民は、

- 一 連邦の分裂阻止、民族の団結及び国家主権の堅持という国家の目標をひたすらに遵守することを決意する。

- 一 国内において、法の下の平等、自由及び平等という普遍的価値を発展させつつ、大多数の国民の安寧を確実なものとしていくため、絶えず行動をとりこれを守っていくことを決意する。
- 一 国内において、民族平等の精神により、真の愛国心である連邦精神を堅固なものとして育み、常に手を取り合って共に暮らしていくことを決意する。
- 一 世界平和と諸国家との協調関係を目指し、平和裡に共存できることを維持すべく、努力していくことを決意する。

この憲法を、ミャンマー歴1370年カソウン月黒分10日（西暦2008年5月29日）に、国民投票にて承認し採択した。

第1章「国家の基本原則」

国家

第1条

ミャンマーは、主権を有する独立した国家である。

第2条

国家をミャンマー連邦共和国と称する。

第3条

ミャンマー連邦共和国は、多数の民族が共存する国家である。

第4条

国家主権は、国民から発生し、国全体に及ぶ。

第5条

領土、領空及び領海からなる国境は、憲法の発効日に存在するものと同一とする。

基本原則

第6条

国家は、以下の事項等を目標とする。

（1）連邦の分裂阻

（2）民族の団結

- (3) 国家主権の堅持
- (4) 真正かつ規律正しい複数政党制民主主義の発展
- (5) 法の下での平等、自由及び平等という普遍的価値の更なる発展
- (6) 国家が国民政治の実現を目指していく際に、国軍の国民政治への参画を可能とすること

第7条

国家は、真正かつ規律正しい複数政党制民主主義制度を実践する。

第8条

国家は、連邦制度で構成される。

第9条

- (1) 既存の7管区・7州を7管区域・7州とし、各管区域・州を同格とする。
- (2) 7管区域・7州の名称は、現在のままとする。
- (3) 管区域・州の名称を変更する必要がある場合には、当該管区域・州の住民の意思を確認の上、法律を制定し変更する。

第10条

国内にある管区域・州、連邦直轄区域、自治区域は、国家の領土の一部であり、国家から分離することはできない。

第11条

- (1) 国家の立法、行政、司法の三権を可能な限り分立させ、相互に作用させることとする。
- (2) 国家の三権を、それぞれ連邦、管区域・州及び自治区域に分散委譲する。

第12条

- (1) 国の立法権を連邦議会、管区域・州議会に分散委譲する。また、自治区域に対してはこの憲法が定める立法権について委譲する。
- (2) 連邦議会は、郡及び人口を基に選出された議員と、各管区域・州からそれぞれ同人数の割合で選出された議院の二院制とする。

第13条

7管区域・7州は、それぞれ一院制の議会有する。

第14条

連邦議会、管区域・州議会の代表には、この憲法が定める数に基づき、国軍司令官の提出する名簿に含まれる軍人が含まれる。

第15条

適当な規模の人口を有する民族は、当該管区域・州及び自治区域の立法に参加する権利を有する。

第16条

国家の元首及び行政の長は、大統領とする。

第17条

(1) 国家の行政権を連邦、管区域・州に分散委譲する。また、自治区域に対しては、自治権をこの憲法が定めるところに従い委譲する。

(2) 連邦、管区域・州、自治区域及び県の行政には、国防、治安及び国境管理等の任務を担うため、国軍司令官の指名する軍人が含まれる。

(3) 第15条に関連して、管区域・州及び自治区域の立法に参加する権利を有する民族は、主に民族の問題を取り扱うため当該管区域・州及び自治区域の行政について参加する権利を有する。

第18条

(1) 国家の司法権を連邦最高裁判所、管区域・州高等裁判所及び自治区域裁判所を含む各レベルの裁判所に分散委譲する。

(2) 連邦に連邦最高裁判所を置く。連邦最高裁判所は、国家の最高の裁判所である。

(3) 連邦最高裁判所は令状を発する権利を有する。

(4) 各管区域・州にそれぞれ一つずつ管区域・州高等裁判所を置く。

第19条

以下の事項を司法の原則とする。

(1) 法律に従った司法の独立

(2) 法律が制限する事例を除く公開裁判の実施

(3) 法律に基づく弁護権と控訴権の確保

第20条

(1) 国軍は、強固で時代に即した唯一の愛国軍である。

- (2) 国軍は、軍隊に関するすべての事項を独立して監督し処置する権限を有する。
- (3) 国軍司令官は、すべての武装組織の長である。
- (4) 国軍は、国の治安と防衛のため全国民を動員する措置をとる権利を有する。
- (5) 国軍の主要な任務は、連邦の分裂阻止、民族の団結及び国家主権の堅持である。
- (6) 国軍は、憲法の擁護に対し主たる責務を負う。

第21条

- (1) すべての国民は、憲法の規定する自由、平等、法の下の平等等の権利を享受する。
- (2) 裁判所の許可なしに国民を24時間を超えて拘留してはならない。
- (3) 公共の平和と安寧及び法と秩序の維持は国民の義務である。
- (4) 国民の自由、諸権利、諸利益及び諸義務と諸制限を効果的、確固かつ完全なものにするために必要な法律を制定する。

第22条

国家は、

- (1) 民族の言語、文学、芸術及び文化の発展のため支援を行う。
- (2) 国家は民族間相互の連帯、友好、相互及び助け合いを発展させるための支援を行う。
- (3) 国家は低開発地域居住民族の教育、保健、経済及び交通等の社会経済開発のための支援を行う。

第23条

国家は、農民の

- (1) 権利を保護するために必要な法律を制定する。
- (2) 農民の生産する作物が相応の価値を得ることが出来るように支援を行う。

第24条

国家は、労働者の権利を保護するために必要な法律を制定する。

第25条

国家は、有識者及び技術者の利益の向上を支援する。

第26条

- (1) 国家公務員は、政党政治に関わってはならない。
- (2) 国家は、公務員の職業の保証、衣食住の充足化、結婚している女性公務員の子育ての権利、退職した公務員の衣食住及び社会福祉等にとって必要な法律を制定しなければならない

い。

第27条

国家は、国民文化の発展、強化及び保護のための支援を行う。

第28条

国家は、

- (1) 国民の教育と保健の向上のため努力しなければならない。
- (2) 国民の教育及び保健に国民を参画せしめるために必要な法律を制定しなければならない。
- (3) 無料の初等義務教育を実施しなければならない。
- (4) すべての正しい思想・見識と道徳を促進し国家建設に利益となる時代に即した教育制度を実施しなければならない。

第29条

国家は、機械化農業への転換に必要な技術、投資、機械及び原材料等を可能な限り充足しなければならない。

第30条

国家は、工業の発展にとって必要な技術、投資、機械及び原材料等を可能な限り充足しなければならない。

第31条

国家は、失業を減らすため必要な支援を出来る限り行わなければならない。

第32条

国家は、

- (1) 母子、孤児、戦死した国軍兵士の子供、高齢者、障害者を保護しなければならない。
- (2) 障害を負った国軍兵士が相応の生活を送れるよう、またこれらの者が職業教育を無料で享受できるようにしなければならない。

第33条

国家は、青少年の愛国心の向上及び正しい思想・見識と5つの力（体力、徳力、智力、財力、慈悲の力）の普及発展を図らなければならない。

第34条

すべての国民は、公序、倫理、国民の健康、その他憲法上の規定に反しない限りにおいて、良心と信仰の自由が与えられなければならない。

第35条

国家の経済体制を、市場経済体制とする。

第36条

国家は、

(1) 国家自身、各地域の組織、協同組合、合併企業及び民間企業等のすべての経済主体が国家経済の発展のため経済活動に参加することを認める。

(2) 特定の個人または団体による市場の独占や価格操作等の公正な経済競争を妨げるような行為及び公共の利益を害するような行動を禁止する。

(3) 国民の生活水準の向上と一般的な投資の促進のため努力する。

(4) 経済事業の国有化を行わない。

(5) 合法的に流通する通貨を廃貨処分にするを行わない。

第37条

国家は、

(1) 国内の土地、国境内における地上・地下、水上及び水面下及び大気圏内のすべての天然資源の所有者である。

(2) 経済主体による国有天然資源の発掘・利益を管理するのに必要な法律を制定しなければならない。

(3) 法律に基づき、国民に対して私有財産所有権、相続権、私企業設立権、発明権と特許権等の権利を認めなければならない。

第38条

(1) すべての国民は、法律の定めるところにより、選挙権と被選挙権を有する。

(2) 有権者は、選出した国民の代表を憲法の規定に基づいてリコールする権利を有する。

第39条

国家は、真正かつ規律正しい複数政党制民主主義の発展のため、政党を組織するための必要な法律を制定しなければならない。

第40条

- (1) 管区域、州、自治区において憲法の規定に従って行政権を行使できないような緊急事態が発生した場合、大統領はその関連管区域、州及び自治区の行政権を行使する権限を有する。また、必要に応じて当該管区域、州及び自治区の立法権を憲法上の規定に従って行使する権限を有する。
- (2) 管区域、州及び自治区においての生命財産を損ない危険に晒すような緊急事態が発生または発生するのに十分な理由が存在する場合、国軍は憲法上の規定に従ってそれを防止・保護する権限を有する。
- (3) 国家の主権が反乱、暴力等の手段により奪取される、あるいは主権奪取の試みのために連邦の崩壊、主権の喪失等が惹起されるといった緊急事態が発生した場合、国軍司令官は憲法の規定に従って国の全権を行使する権限を有する。

第41条

国家は、独自の積極非同盟外交政策を実践する。世界平和及び他の諸国との友好関係の維持を目指す。国家間の平和共存の原則を維持する。

第42条

- (1) 国家は、如何なる国をも先駆けて侵略しない。
- (2) 自国内に如何なる国の軍隊の駐留も認めない。

第43条

如何なる刑罰関係法も遡及効力を有する規定を設ける権限を有さない。

第44条

人間の尊厳を犯すような刑罰を規定する権限は存在しない。

第45条

国家は、自然環境を保護しなければならない。

第46条

憲法規定の解釈、連邦議会・管区域議会・州議会、自治区が制定した法律の合憲性の精査、連邦・管区域・州・自治区における行政措置の合憲性の精査、連邦・管区域・州・自治区の間で発生した憲法に関する論争に判決を下すこと、連邦・管区域・州・自治区がそれぞれ有する権利・義務に関する当事者間の論争に判決を下すこと及び憲法により権限を委譲された任務の遂行のため、憲法裁判所を設置する。

第47条

本章の国家の基本原則及び第8章「国民の権利・義務」にある「国家」とは、憲法に基づき、立法権及び行政権を行使する機関もしくは人物を意味する。

第48条

国家の基本原則は、議会在立法を行う際及びこの憲法を含む各種法律の規定を関係者が解釈する際に従うべき指針となる。

第2章「国家の構成」

第49条

国家を、以下の7管区域 (region)、7州 (state) 及び連邦直轄区域 (union territory) により、連邦を区分けする。

- (1) カチン州
- (2) カヤー州
- (3) カイン(カレン)州
- (4) チン州
- (5) ザガイン地域
- (6) タニンダーリー地域
- (7) バゴー地域
- (8) マグェー地域
- (9) マンダレー地域
- (10) モン州
- (11) ラカイン州
- (12) ヤンゴン地域
- (13) シャン州
- (14) エーヤワディー (イラワジ) 地域
- (15) 連邦直轄区域

第50条

- (1) 国家の首都であるネーピードーを大統領直轄の連邦直轄区域に指定する。
- (2) 国防、治安、行政、経済等に関し、特殊な状況下にある地域については、必要に応じ

法律を制定し、大統領直轄の連邦直轄区域に指定することが出来る。

第51条

国家の構成は以下のとおりとする。

- (1) 村の集合体を村落区とする。
- (2) 区の集合体を町もしくは郡とする。
- (3) 村落区及び区もしくは町の集合体を郡とする。
- (4) 郡の集合体を県とする。
- (5) 県の集合体を管区域または州とする。
- (6) 自治区域に存在する郡の集合体を自治地域とする。
- (7) 自治区域に存在する郡の集合体を県として、県の集合体を自治地区とする。
- (8) 自治地区・地域が管区域もしくは州内に存在する場合、当該自治地区・地域及び県の集合体を管区域もしくは州とする。
- (9) 管区域・州及び連邦直轄区域の集合体を国家とする。

第52条

(1) 大統領は、連邦の国境を変更する必要がある場合、右に関する連邦議会の意見を求めるよう連邦議会議長に要請しなければならない。

(2) 連邦議会議長は、国境変更に関する大統領の通告を受けた際、以下のとおり連邦議会議員の意見を求めなければならない。

(イ) 管区域・州よりそれぞれ同数の議員を選出し構成される議院に属する全議員の過半数の賛成票を得る。

(ロ) 郡及び人口を基に選出された議員から構成される議院に属する全議員の過半数の賛成票を得る。

(ハ) 両院の当該国境変更に関わる管区域・州選出の議員の過半数の賛成票を得る。

(3) 連邦議会議長は、上記の賛成票を得た場合、国境を必要に応じて変更するよう、大統領に通報しなければならない。

(4) 上記に基づき、いずれの議院もしくは両議院の当該国境変更に関わる管区域・州議会議員の同意が得られない場合は、連邦議会の意見を求めなければならない。もし、連邦議会議員総数の4分の3以上の同意があれば、連邦議会議長は必要に応じ国境を変更するよう、大統領に通報しなければならない。

(5) 大統領は、連邦議会の意見を得た際、国境変更のための必要な措置をとらなければならない。

第53条

(1) 管区域・州の境界を変更する必要がある場合、当該境界の変更に関わる郡内に居住する有権者の意思を確認しなければならない。

(2) 有権者の意思を確認する際、有権者総数の過半数の賛成票が得られない場合、管区域・州の境界変更を行うことは出来ない。

(3) 郡に居住する有権者総数の過半数の賛成票が得られた場合、当該郡の属する管区域・州議会議員の意思を確認しなければならない。

(4) 大統領は、当該管区域・州議会議員全員の4分の3を超える賛成票を得た場合、連邦議会の承認を得て、管区域・州の境界を変更しなければならない。

(5) 管区域・州議会が管区域・州の境界変更に同意しない決定を下した場合、連邦議会の決定を得なければならない。

(6) 大統領は、連邦議会議員総数の4分の3を超える賛成票を得た場合、必要に応じ管区域・州の境界変更を行わなければならない。

第54条

管区域、州、自治地区・地域内の村落、村落区、区、町、郡もしくは県の境界の変更、組織あるいは呼称を変更する必要がある場合、大統領は当該管区域・州の行政機関からの申告を受けて必要な措置をとらなければならない。

第55条

自治地区・地域の呼称を変更する必要がある場合、管区域・州の呼称変更の方法に従ってこれを行う。

第56条

自治地区・地域を以下のとおり規定する。

(1) ザガイン管区レーシー郡、ラヘー郡、ナンユン郡を合わせ、ナーガ自治地域(Self-Administered Zone)に認定する。

(2) シャン州ユワンガン郡及びピンダヤ郡を合わせ、ダヌ自治地域に認定する。

(3) シャン州ホーポン郡、シーサイン郡及びピンラウン郡を合わせ、パオゥ自治地域に認定する。

(4) シャン州ナムサン郡、マントン郡を合わせ、パラウン自治地域に認定する。

(5) シャン州コンチャン郡及びラウカイン郡を合わせ、コーカン自治地域に認定する。

(6) シャン州ホーパン郡、マインモー郡、パンワイン郡、ナーパン郡、メッマン郡、パンサン(パンカン)郡を合わせ、ワ自治地区(Self-Administered Division)に認定する。

第3章「国家元首」

第57条

大統領及び副大統領は国家を代表する。

第58条

大統領は、ミャンマー連邦全土に居住するミャンマー国民全員の頂点に位置する。

第59条

大統領及び副大統領の要件を以下のとおりとする。

- (1) 国家と国民に対して忠誠心を有する者でなければならない。
- (2) 本人及びその両親がミャンマーの主権が及ぶ領土内で出生した土着民族であるミャンマー国民でなければならない。
- (3) 選出されるべき人物は最低45歳以上でなければならない。
- (4) 国家事項である政治、行政、経済、軍事等に関する見識を有する人物でなければならない。
- (5) 大統領は、選出された時までに最低20年間継続して我が国に居住していた人物でなければならない。

(例外)

国家の許可の下で正式に外国に居住した期間は、我が国に居住したものとして計算する。

- (6) 本人、両親、配偶者、子供とその配偶者のいずれかが外国政府から恩恵を受けている者、もしくは外国政府の影響下にある者、もしくは外国国民であってはならず、また、外国国民、外国政府の影響下にある者と同等の権利や恩恵を享受することを認められた者であってはならない。
- (7) 国会選挙における被選挙権として定められた要件に加え、大統領として別途規定する要件を満たしていなければならない。

第60条

- (1) 大統領は、大統領選出委員会によって選出されなければならない。
- (2) 大統領選出委員会を連邦議会議員による3つのグループから以下のとおり構成する。
 - (イ) 管区域・州よりそれぞれ同数の議員を選出して構成した議院における議員グループ
 - (ロ) 郡及び人口に基づき選出して構成された議院における議員グループ
 - (ハ) 上記2院における国軍司令官が指名した国軍出身議員グループ

(3) 上記3グループよりそれぞれ副大統領1名を、議員又はそれ以外の者から選出しなければならない。

(4) 連邦議会及び両院議長・副議長を含む組織は、副大統領が大統領としての要件を満たしているか否かを審査しなければならない。

(5) 大統領候補である副大統領3名の中から、連邦議会議員すべてが含まれる大統領選出委員会が投票により大統領を選出しなければならない。

(6) このように大統領及び副大統領を選出すべく、必要な法律を制定しなければならない。

第61条

(1) 大統領及び副大統領の任期は、5年である。

(2) 大統領及び副大統領は、5年の任期が終了した後も、新たな大統領及び副大統領が選出されるまでの間、引き続きその任務を遂行しなければならない。

(3) 大統領及び副大統領は、2期を超えて任務を遂行することは出来ない。

(4) 大統領及び副大統領として臨時に任務を遂行している期間は、1期として規定されない。

(5) 何らかの理由で大統領及び副大統領に欠員が出来たため代理として選出された大統領及び副大統領の任期は、元大統領及び副大統領の任期の残りの任期とする。

第62条

大統領及び副大統領は、如何なる議会の議員であってもならない。

第63条

議員又は国家公務員が大統領又は副大統領に選出された場合、同人は選出された日より、議員又は国家公務員の職責から辞任したもの、又は退職したものと見なされる。

第64条

政党党員が大統領もしくは副大統領に選出された場合、同人は選出された日から任期終了までの間、所属政党の活動に参加出来ない。

第65条

大統領及び副大統領は、以下のとおり宣誓しなければならない。

「私は、ミャンマー連邦共和国とその国民に対し忠誠心を抱き、連邦の分裂阻止、民族の団結及び国家主権の堅持を常に念頭に置き任務を遂行する。私は、憲法を擁護・遵守し、法律に従う。自らの義務を正しく誠実に全力を尽くし実行する。ミャンマー連邦共和国内に、法

の下の平等・自由・平等の理念が行き渡るよう任務を遂行する。私は、ミャンマー連邦共和国の利益のため、国家に自らの生命と身体を預けることを宣言し、誓う。」

第66条

大統領及び副大統領は、憲法及び他の法律により規定される責任・権利を行使しなければならない。

第67条

大統領及び副大統領は、給与・経費・金銭を得ることができる他のいかなる役職にも就いてはならない。

第68条

大統領及び副大統領は、自らが中心の経済主体となる家族の土地、家、建築物、事業、預金、その他貴重品をその価値と共にリスト化し、連邦議会議長に提出しなければならない。

第69条

大統領及び副大統領はそれぞれ、法律の規定に基づいた給料、経費、備品及び適切な住居を1軒得ることが出来る。

第70条

大統領及び副大統領は、任期終了により辞職した後、弾劾を受けて辞職した場合を除き、年金及び適切な補助を受けることが出来る。

第71条

(1) 大統領及び副大統領は、以下の事由に該当する場合、弾劾される。

(イ) 国家に対する反逆行為

(ロ) 憲法違反

(ハ) 不良行為

(ニ) 憲法に規定する大統領及び副大統領資格の欠如

(ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行

(2) 大統領及び副大統領を弾劾する際には、連邦議会のいずれかの議院において総議員数の4分の1以上の署名を集め、その議院の議長に提出しなければならない。

(3) かかる弾劾に対して、当該議院の議員総数の最低3分の2の同意を得ることができれば、引き続き手続きを進めることができる。

(4) いずれかの議院において弾劾案に同意が得られた場合、もう一方の議院は、審査委

員会を設立して審査しなければならない。

(5) 大統領及び副大統領は、弾劾案の審査中、自らもしくは代理人を通じて反駁する権利を有する。

(6) 弾劾案の審査が終了した時、審査した議院もしくは審査させた議院の議員総数の最低3分の2の賛成を得、大統領もしくは副大統領が引き続き職務に就くことが不適切と決定し、大統領もしくは副大統領の辞職を要求する場合には、これを連邦議会議長に提示しなければならない。

(7) 連邦議会議長は、この提示を受けた場合、直ちに弾劾を受けた大統領もしくは副大統領の辞職を宣言しなければならない。

第72条

大統領及び副大統領は、任期終了前に自らの意思による辞職を希望する場合、辞職する権利を有する。

第73条

(1) 大統領が任期終了前に辞職した場合であれ、死亡した場合であれ、また職務を継続的に遂行できなくなった場合であれ、何らかの理由により大統領職に空席が出来た場合には、2名の副大統領の内、大統領選挙の時に2番目に票の多かった者が大統領代行として任務を遂行しなければならない。

(2) 連邦議会の会期中に大統領が空席となった場合、大統領代行は連邦議会議長に対し、7日以内に大統領の空席を埋めるよう迅速に報告しなければならない。

(3) (連邦議会議長が) 大統領代行の報告を受けた際、大統領代行が副大統領として選出される母体となった議員グループより、副大統領1名を選ばなければならない。

(4) 当該議員グループより副大統領1名を選んだ後、連邦議会の議員すべてが含まれる大統領選出委員会が3名の副大統領から好ましい人物を国家の大統領に選出する。

(5) 連邦議会の会期中ではない時期に大統領が空席となった場合、連邦議会議長は、大統領代行の報告を受けた日より21日以内に連邦議会を召集し、空席となっている大統領を新たに選出すべく上記手続きのとおり措置をとらなければならない。

(6) 副大統領が任期終了前に辞職した場合であれ、死亡した場合であれ、また職務を継続的に遂行できなくなった場合であれ、何らかの理由により副大統領職に空席が出来た場合には、連邦議会会期中であれば、当該副大統領を選出した母体となる議員グループが7日以内に新たな副大統領を選出できるよう、大統領が連邦議会議長に迅速に報告しなければならない。

(7) 連邦議会の会期中ではない時期に副大統領が空席となった場合、連邦議会議長は大統領の報告を受けた日より21日以内に連邦議会を召集し、空席となっている副大統領を新

たに選出すべく、規定のとおり措置をとらなければならない。

第4章「立法」

連邦議会

連邦議会の構成

第74条

連邦議会を以下の2院から構成する。

(1) 第109条にある規定に基づき、郡・人口に基づき選出された議員及び国軍司令官の指名した軍人議員から構成される人民院。

(2) 第141条にある規定に基づき、各管区域・州から同人数の割合で選出された議員及び国軍司令官の指名した軍人議員から構成される民族院。

議会の統括者及び副統括者

第75条

議員の宣誓並びに議会の議長及び副議長選出のために開催される最初の会期初日を統括する統括者を「臨時議長」(thabapati)と呼ぶ。連邦議会の統括者及び副統括者をそれぞれ「ナーヤカ(議長)」及び「副議長」と、人民院、民族院、管区域・州議会の統括者及び副統括者をそれぞれ「オウカタ(議長)」及び「副議長」と呼ぶ。

連邦議会議長及び副議長の責任

第76条

(1) 人民院の任期の始まる日より30ヶ月間は、民族院議長及び副議長が連邦議会議長及び副議長を務める。残余の任期においては、人民院議長及び副議長が連邦議会議長及び副議長を務める。

(2) 連邦議会議長が、その職務を遂行し得ない時には、副議長がその職務を行う。

連邦議会議長の職務

第77条

連邦議会議長は、

(1) 連邦議会の会議を統括しなければならない。

(2) 大統領が連邦議会での演説を希望する旨報告した場合、大統領を連邦議会へ招待しなければならない。

- (3) 連邦議会にて協議中の案件に関する詳細な説明を得るため、必要に応じ、この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関を代表する組織もしくは人物を連邦議会へ招待する権利を有する。
- (4) この憲法もしくは法律で規定された他の任務を遂行する。

連邦議会の会合

第78条

連邦議会の第1回常会は、人民院の第1回会議が始まった日から15日以内に召集されなければならない。連邦議会議長が連邦議会を召集しなければならない。

第79条

連邦議会議長は、少なくとも毎年1回連邦議会の常会を召集しなければならない。また、前回召集した常会と次回召集する常会の間の期間が12ヶ月を超えてはならない。

第80条

連邦議会場でなされる行為は以下のとおりである。

- (1) 大統領の演説の記録
- (2) 大統領の発言及び連邦議会議長が承認した他の発言の読み上げ及び記録
- (3) 法案の提出、協議及び決定
- (4) 連邦議会が承認した法案に対する大統領の意見に関する協議及び決定
- (5) 連邦議会がこの憲法の規定に従い履行すべき事項に関する協議及び決定
- (6) 連邦議会へ提出された報告書に関する協議、決定及び記録
- (7) 動議の提出、協議及び決定
- (8) 質疑応答
- (9) 連邦議会議長が承認した事項の履行

第81条

連邦議会の決定、同意及び承認が必要とされる事項に関しては、以下のとおり処理しなければならない。

- (1) 連邦議会が会期中の場合は、その会期において協議及び決定が為される。
- (2) 連邦議会が会期中でない場合は、直近に開かれる連邦議会において協議及び決定が為される。
- (3) 当該事項の内、国民の利益のために迅速な対応が求められる事項に関しては、特別国会もしくは緊急国会を召集の上、協議及び決定が為される。

第82条

連邦議会議長は、必要に応じ、連邦議会の特別国会もしくは緊急国会を召集することができる。

第83条

連邦議会議長は、大統領が連邦議会の特別国会若しくは緊急国会を召集する旨通報した場合、これらの国会を可及的速やかに召集しなければならない。

第84条

連邦議会議長は、連邦議会議員総数の最低4分の1の議員が特別国会の召集を要求した場合、これを可及的速やかに召集しなければならない。

第85条

- (1) 連邦議会の会議は、同会議に出席する権利を有する連邦議会議員総数の過半数が同会議の初日に出席した場合、有効に成立する。また、出席議員が過半数に満たなかったために会議が成立しなかった場合は延期しなければならない。
- (2) 連邦議会の会議は、本条(1)項の規定に基づき延期された場合及び有効に成立して更に延長された場合、同会議に出席する権利を有する連邦議会議員総数の最低3分の1の出席が得られれば有効に成立する。

第86条

- (1) 連邦議会の会議における投票を以て決定すべき事項は、この憲法が他の方法を規定している場合を除き、出席議員の多数決により決定される。
- (2) 連邦議会議長若しくは副議長の投票は認められない。但し、賛否同数の際には決定票を投じなければならない。

第87条

連邦議会議長は、議員が連邦議会議長の許可を得ずに連邦議会の会議を15日間連続して欠席した場合、規定された方法に基づく措置を取る旨、当該議員に通知しなければならない。但し、延期された会議については、上述の15日間に含まれないものとする。

第88条

連邦議会は、議員の一部に空席がある場合でもその任務を執行する権利を有する。また、連邦議会の会議に出席する権利を有しない人物が連邦議会に出席、投票及び議会の活動を行ったことが後日判明した場合でも、当該会議における決定は無効とならない。

第89条

連邦議会の職務及び記録は公表されなければならない。但し、法律もしくは連邦議会の決定に基づき制限される職務及び記録は公表されない。

第90条

この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関を代表する委員は、連邦議会議長の許可を得て連邦議会に出席している間、自らの機関に関わる法案もしくは他の事項に関する説明及び協議を行う権利を有する。

第91条

この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関は、連邦議会議長の許可を得た上で、連邦議会にて当該機関の状況全般に関する説明を行うことができる。

第92条

- (1) 連邦議会議員は、この憲法及び連邦議会法の規定に反しない限り、連邦議会及び連邦議会合同委員会において発言及び投票を自由に行う権利を有する。また、連邦議会議員に対しては、連邦議会及び連邦議会合同委員会での協議・言動を理由として、連邦議会法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。
- (2) この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関を代表する委員もしくは人物は、連邦議会へ招待された場合、この憲法及び連邦議会法の規定に反しない限り、自由に発言する権利を有する。当該委員等に対しては、連邦議会での発言を理由として、連邦議会法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。
- (3) 但し、本条(1)項及び(2)項で定めた人物が傷害事件を起こした場合、当該人物に対し、連邦議会の規範、規定及び手続並びに現行法に基づく措置がとられなければならない。

第93条

連邦議会に出席している連邦議会議員又は連邦議会議長の許可もしくは招待により連邦議会に出席している人物を逮捕する必要がある場合、連邦議会議長に確実な証拠を提出しなければならない。連邦議会議長の許可を事前に得ることなく、当該議員もしくは人物を逮捕してはならない。

第94条

連邦議会によって又は連邦議会の許可を得て出版される報告書、文書及び議事録について

は、裁判の対象となってはならない。

法律の制定

第95条

(1) 法案は、人民院又は民族院にて審議され両院の承認を得た場合に、連邦議会の承認を得たものと見なされる。

(2) 人民院及び民族院の間で法案に関する意見が異なった場合、当該法案は、連邦議会にて協議し決定するものとする。

第96条

連邦議会は、付表1にある連邦議会立法管轄事項表に記載されている事項に関し、国家全体又は国家の一部の地域に対し立法権を有する。

第97条

(1) 連邦議会は法律を制定する際、

(イ) この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関に対し、当該法律に関わる規則、規範及び規約を公布する権限を委譲することが出来る。

(ロ) 関係機関もしくは当局に対し、当該法律に関わる通知、命令、指令及び手続を公布する権限を委譲することが出来る。

(2) 本条(1)項の権限に基づき公布された規則、規範、規約、通知、命令、指令及び手続は、この憲法及び関係法律の規定と一致しなければならない。

(3) 人民院及び民族院の双方が規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正を決定した場合、それは連邦議会によって為されたものと見なされる。

(4) 規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正に関し、人民院及び民族院がそれぞれ異なる意見を出した場合には、連邦議会が最終決定を行う。

(5) 本条(3)項もしくは(4)項に基づき、規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正の決定が為された場合でも、右決定は当該規則、規範、規約に基づき右決定がなされる以前にとられた措置の有効性に影響を及ぼさない。

その他の事項に関する法律の制定

第98条

連邦議会、管区域・州議会及び自治地区・地域の指導組織が立法権を有する事項以外の他の事項に関し、立法権は連邦議会に付与される。

連邦領土のための法律の制定

第 99 条

連邦議会は、管区域・州議会及び自治地区・地域の指導組織に立法権を付与された事項に関し、連邦領土のために所要の法律を制定する必要がある場合には、当該法律を制定しなければならない。

法案の提出

第 100 条

- (1) 憲法に基づき設立された連邦レベルの機関は、連邦議会が立法権を有する事項の内、自らの機関の運営事項に関する法案を規定の方法に則り連邦議会へ提出する権利を有する。
- (2) 連邦政府のみが提出する権利を有する国家計画、年度予算及び課税に関する法案は、規定の方法に則り連邦議会に提出され、連邦議会にて協議及び決定が為されなければならない。

第 101 条

連邦議会のみにおいて協議及び決定が為されると、この憲法により規定されている法案を除き、この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関が連邦議会へ提出した法案は、規定の方法に則り、始めに人民院若しくは民族院にて協議される。

第 102 条

連邦議会は、連邦議会のみにおいて協議及び決定がなされるべき法案を同議会で協議する前に精査する必要がある場合、人民院及び民族院の各法案委員会に当該法案を合同で精査させた上で、規定の方法に則り当該法案を合同法案委員会の所見と共に連邦議会へ提出させることが出来る。

連邦予算案の提出

第 103 条

- (1) 大統領もしくは大統領から任務を委任された人物は、連邦政府を代表し、連邦予算案を連邦議会へ提出しなければならない。
- (2) 連邦予算案の関連法案は、
 - (イ) この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関の長及び委員の給与・手当及び当該機関の支出
 - (ロ) 連邦が返済する責任を有する債務、当該債務に関わる支出及び連邦の借金に関わる他の支出
 - (ハ) 裁判所もしくは法廷による判決、命令、宣告に従って為される支出
- (ニ) 特定の現行法もしくは国際条約に従って為される他の支出に関し、連邦議会にて協

議を行う権利が認められる。但し、当該支出の拒否及び減額は認められない。

(3) 連邦議会は、多数決で同意を得た上で、本条(2)項で述べた支出を除く他の支出に関し、賛成、拒否及び減額を行わなければならない。

(4) 連邦政府は、連邦議会が制定した連邦予算に基づき、必要な措置をとらなければならない。

(5) 連邦議会が制定した連邦予算に含まれる支出に加えて、追加支出が認められる必要がある場合、上記の手続きに従って追加基金分配を制定しなければならない。

(6) 連邦政府は、連邦議会が制定した追加基金分配に基づき、必要な手続きをとらなければならない。

法的効力を有する命令

第104条

大統領が大統領令のように法的効力を有する命令を公布した後、同命令の承認を連邦議会へ求めた場合、

(1) 連邦議会は当該指令の承認の可否を決定しなければならない。

(2) 連邦議会は当該指令を承認した場合、同指令が引き続き法的効力を有する期間を定めなければならない。

(3) 連邦議会が当該指令を承認しなかった場合、同指令はその日をもって法的効力を失う。

法律の公布

第105条

(1) 大統領は、連邦議会の承認を得た若しくは得たと見なされる法案を連邦議会より受領した日から14日以内に当該法案に署名し、法律として公布しなければならない。

(2) 大統領は、14日以内に法案を自らの所見と共に連邦議会へ送り返すことが出来る。

(3) 大統領が、14日以内に法案を自らの所見と共に連邦議会へ送り返さなかった場合もしくは法案の署名及び法律としての公布を行わなかった場合、当該法案は、上述の14日を満了す日に大統領の署名を得たものと見なされ、法律として公布される。

第106条

(1) 大統領が、法案を連邦議会から受領した日から14日以内に当該法案を自らの所見と共に連邦議会へ送り返した場合、連邦議会は、大統領の所見を吟味した上で、右所見を踏まえた当該法案の修正の可否を決定することが出来る。また、連邦議会が大統領の所見に賛成できない場合は、修正前の原文の形で当該法案を承認する決定を下すことも出来る。

- (2) 大統領は、自らの所見を踏まえて修正された法案もしくは原文の形で連邦議会により承認された法案を連邦議会から受領した場合、その翌日から7日以内に当該法案に署名の上、法律として公布しなければならない。
- (3) 大統領が、7日以内に法案に署名しなかった場合、当該法案は、上述の7日を満了す日に大統領の署名を得たものと見なされ、法律として公布される。

第107条

大統領の署名を得た法律もしくは同署名を得たと見なされる法律は、官報にて公表されなければならない。当該法律は、同法律中に個別の規定が含まれていない限り、その公表日をもって発効する。

第108条

連邦議会は、

- (1) 大統領が提出した国際、地域もしくは二国間の条約・協定の批准、廃止及び脱退に関する決定を下す。
- (2) すべての国際、地域もしくは二国間条約・協定に関して、連邦議会の承認を得ることなく批准、廃止及び脱退を行う権限を大統領へ委譲した上で、決定を下す。

人民院

人民院の構成

第109条

人民院の定数は最大440名とし、次のとおり構成する。

- (1) 郡及び人口に基づき選出された議員最大330名
- (2) 国軍司令官が法律に従い指名した軍人議員最大110名

人民院臨時議長の選出

第110条

- (1) 最初の会期が開催された時、人民院議員1名を臨時議長に選出する。
- (2) 臨時議長は、人民院において宣誓しなければならない。
- (3) 臨時議長は、人民院議長及び副議長が選出されるまでの間、人民院会議を統括しなければならない。

人民院議長及び副議長の選出

第111条

(1)

(イ) 人民院議員の中から人民院議長及び副議長を1名ずつ選出しなければならない。

(ロ) 人民院議長もしくは副議長が欠けた場合には、直近の人民院会議において後任を選出しなければならない。

(ハ) 人民院議長がその職務を遂行し得ない時には、人民院副議長が臨時にその職務を遂行する。

(2) 人民院議長及び副議長の選出方法は、法律でこれを定める。

人民院議長の職務

第112条

人民院議長は、

(1) 人民院会議を統括しなければならない。

(2) 連邦大統領が人民院会議に出席し、演説を行うことを希望する場合、連邦大統領を同会議に招待しなければならない。

(3) 人民院会議にて審議中の案件に関し、必要と認められる場合、この憲法に基づき設立された連邦レベル機関を代表する委員もしくは人物を同会議に招待し、当該案件につき説明させる権利を有する。

(4) この憲法もしくは法律に基づき規定された他の任務を遂行しなければならない。

人民院議長及び副議長の責任と弾劾

第113条

(1) 人民院議長及び副議長は、次の任期における最初の会議が開かれるまでの間、その職務を遂行しなければならない。

(2) 人民院議長もしくは同副議長は、人民院議長もしくは同副議長の地位を辞職した時及び弾劾された時、もしくは議員の地位を失った時及び弾劾された時、もしくは死亡した時にその地位を失う。

第114条

人民院議長及び同副議長の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

人民院の委員会、理事会及び組織の設置

第115条

(1) 人民院は、各議員により法案委員会、人民予算委員会、議会権限委員会、政府責任調査委員会を設置しなければならない。

(2) 人民院は、国防、治安及び国軍に関する事項について、調査報告する必要が生じた場合、期間を定めた上で、人民院の軍人議員による国防・治安委員会を設置しなければならない。また、国防・治安委員会は、必要に応じ、適切な文民議員を委員として選出することが出来る。

(3) 立法、行政、少数民族、経済、財政、社会、外交及びその他の事項に関し調査報告する必要が生じた場合、期間を定めた上で、人民院議員による各委員会を設置することが出来る。

(4) 人民院は、各委員の人数、義務、権力、特権及び任期について定めなければならない。

第116条

人民院は、民族院と協議すべき事項が生じた場合、同人数の両院議員を含む合同委員会を設置し、代表者を選任し権限を与えることができる。合同委員会の任期は、関係する院に報告書を提出した時までとする。

第117条

人民院及び民族院は、第115条(1)項及び(2)項に定める委員会が遂行すべき事項を除き、両院において協議する事項に関し、両院議長同士の協議を経て、同人数の両院議員を含む合同委員会を設置することが出来る。人民院は、当該委員会に含まれる人民院議員を選任し権限を与えることができる。また、当該合同委員会の任期は、関係する院に報告書を提出した時までとする。

第118条

(1) 人民院は、同院委員会により調査される事項を除く事項を調査する必要が生じた場合、同院議員もしくは適切な国民を以て委員会もしくは組織を設置することが出来る。

(2) 人民院は、必要な委員会もしくは組織を設置する際、当該委員会もしくは組織の人数、義務、権利及び特権について定めなければならない。

人民院の任期

第119条

人民院の任期は、最初の会議が行われた日より5年間とする。

人民院議員の要件

第120条

以下の要件を満たす者は、人民院議員の被選挙権を有する。

- (1) 満25歳以上である者
- (2) ミャンマー国民である両親より出生したミャンマー国民である者
- (3) 人民院議員として選出される日まで継続してミャンマー国内に10年間以上居住している者
- (例外)
但し、国家による許可により合法的に外国へ行っていた期間は、国内に居住していた期間として数えられる。
- (4) 選挙法に定める要件を満たす者

人民院議員の被選挙権をもたない者

第121条

以下の事項に該当する者は、人民院議員の被選挙権を有さない。

- (1) 違法行為により関係する裁判所の判決を受け懲役刑を受けている者
- (2) 憲法の効力発生の前後を問わず、人民院議員たる資格を喪失するような違法行為により被選挙権の停止処分を受け、当該措置の執行期間が終了していない者
- (3) 精神薄弱者と関係する法律により認定を受けた者
- (4) 生活貧困者として関係する裁判所の認定から解除されていない者
- (5) 外国政府の恩恵を受けている者、外国政府の影響下にある者もしくは外国国籍を有する者
- (6) 外国政府の影響下にある者もしくは外国国籍を有する者の影響を受け得る機会のある者
- (7) 外国の政府もしくは宗教団体及びその他の団体より、金銭、土地、住居、建物、乗物、物品等の援助を、直接もしくは間接を問わず受けている者もしくは右行為に関与している団体の一員
- (8) 政治目的のために宗教を利用して票を獲得すること、票を獲得するよう言及すること、演説すること、公告を行うことをする者、右行為を援助・扇動する者、もしくは右行為に関与している団体の一員
- (9) 宗教関係職員
- (10) 公務員
- (例外) 憲法により召集された議会及び団体に選出・任命された軍人を含む公務員はこれに関係しない。
- (11) 国が所有する金銭、土地、住居、建物、乗物、物品等直接もしくは間接を問わず受益し使用している者もしくは右行為を行っている団体の一員
- (例外)
- (イ) 「国が所有する金銭」という語句に関し、国が支給する年金及び国家への功勞に対し支

給される金銭は含まれない。

(ロ)「国が所有する土地、住居、建物、乗物、物品」という語句に関し、国が法律に基づきもしくは義務に基づき使用を許可したもの、もしくは賃貸料を国に納めることにより借用されている国が所有する土地、住居、建物、部屋、乗物、その他の建物及び部屋、国の所有する航空機、鉄道、船舶、乗用車及び物品は含まれない。

(12) 憲法の効力発生の前後を問わず、人民院議員たる資格を喪失させる選挙に係る違法行為もしくは選挙法に違反行為に関与したため、被選挙権の停止処分を受け、当該措置の執行期間が終了していない者

人民院の軍人議員の要件

第122条

人民院における国軍司令官の指名した軍人議員は、同院における他の議員と同一の資格を満たさなければならない。

人民院の会合

第123条

人民院の第1回常会は、総選挙開始後90日以内に召集されなければならない。

第124条

- (1) 国家平和開発評議会は、憲法の発効後、人民院の第1回通常国会を召集しなければならない。
- (2) 人民院議長は、この憲法の規定に基づき職務を継続し、次の人民院の第1回通常国会を召集しなければならない。

第125条

- (1) 人民院議員は、人民院第1回常会において、人民院臨時議長の前で付表4のとおり宣誓をしなければならない。
- (2) 宣誓を済ませていない議員は、自らが初めて出席する人民院の会議において、人民院議長の前で宣誓をしなければならない。

第126条

人民院議長は、少なくとも毎年1回、人民院の常会を召集しなければならない。また、前回召集した常会と次回召集する常会の間の期間が12ヶ月を超えてはならない。

第127条

- (1) 人民院の会議において実施する行為は以下のとおりとする。
- (イ) 大統領の演説の記録
 - (ロ) 大統領の発言及び人民院議長が承認した他の発言の読み上げ及び記録
 - (ハ) 法案の提出、協議及び決定
 - (ニ) 人民院がこの憲法の規定に従い履行すべき事項に関する協議及び決定
 - (ホ) 人民院へ提出された報告書に関する協議、決定及び記録
 - (ヘ) 動議の提出、協議及び決定
 - (ト) 質疑応答
 - (チ) 人民院議長が承認した事項の履行

第128条

- (1) 人民院の会議は、同会議に出席する権利を有する同院議員総数の過半数が同会期の初日に出席した場合、有効に成立する。また、出席議員が過半数に満たず会議が成立しなかった場合は延期される。
- (2) 人民院の会議は、本条(1)項の規定に基づき延期された場合及び有効に成立して更に延長された場合、同会議に出席する権利を有する同院議員総数の3分の1を超える出席が得られれば有効に成立する。

第129条

- (1) 人民院の会議における投票により決定すべき事項は、この憲法が他に定める場合を除き、出席議員の多数決により決定する。
- (2) 人民院議長及び副議長の投票は認められない。但し、賛否同数の際には決定票を投じなければならない。

第130条

- (1) 人民院は、議員が同院の許可を得ずに同院の会議を15日間連続して欠席した場合、定められた方法に則り、当該議員の地位が空席である旨宣言する事が出来る。但し、延期された会議に関しては、上述の15日間に含まれないものとする。
- (2) 人民院は、同院議員が連邦議会の許可を得ずに連邦議会の会議を15日間連続して欠席した旨、連邦議会議長より報告を受けた場合、定められた方法に則り、当該議員に対する措置を取らなければならない。

第131条

人民院は議員の一部に空席がある場合でもその任務を執行する権利を有する。また、同院の会議に出席する権利を有しない人物が同院の会議に出席の上、投票を行ったことが後日判

明した場合でも、当該会議における決定は無効とならない。

第132条

人民院の職務及び記録は公表される。但し、法律もしくは同院の決定に基づき制限される職務及び記録は公表されない。

第133条

(1) 人民院議員は、この憲法及び人民院法の規定に反しない限り、人民院及び同院委員会において自由に投票及び発言を行う権利を有する。当該議員に対しては、同院における言動を理由として、人民院法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。

(2) この憲法に基づき設立された連邦レベル機関を代表する委員もしくは人物は、人民院もしくは同院委員会への出席を認められた又は招待を受けた場合、憲法及び人民院法の規定に反しない限り、人民院もしくは同院委員会において自由に発言する権利を有する。当該人物に対しては、同院における発言を理由として、人民院法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。

(3) 但し、本条(1)項及び(2)項で定めた人物が傷害事件を起こした場合、当該人物に対し、人民院の規範、規定及び手続並びに現行法に基づく措置がとられなければならない。

第134条

(1) 人民院会議に出席している同院議員又は同院議長の許可もしくは招待により同会議に出席している人物を逮捕する必要がある場合、人民院議長に確実な証拠を提出しなければならない。人民院議長の許可を事前に得ることなく当該議員もしくは人物を逮捕してはならない。

(2) 人民院委員会、人民院の組織した理事会及び組織に出席している委員を逮捕する必要がある場合、当該委員会等の長を通じて、人民院議長に確実な証拠を提出しなければならない。同院議長の許可を事前に得ることなく当該委員を逮捕してはならない。

(3) 人民院会議もしくは同院委員会が閉会中の際に、同院議員を逮捕する必要がある場合、逮捕理由を裏付ける確実な証拠を人民院議長に対し迅速に提出しなければならない。

第135条

人民院によって又は同院の許可を得て出版される報告書、文書及び議事録については、裁判の対象としてはならない。

法案の提出

第136条

付表1の連邦議会立法管轄事項表にある事項のうち、連邦議会のみが法案を提出し決定できると憲法で規定されている事項を除いて、規定された方法に則り人民院にて審議される。

第137条

- (1) 関係機関は、連邦議会が制定した法律に沿った規則、規範、もしくは規約を公布した後、直近の人民院常会の場で、人民院議長が認めた手順に従い、当該規則、規範、規約は議員へ配布しなければならない。
- (2) 規則、規範、もしくは規約が他の関係法律に一致しないことが判明した場合、人民院議員は、当該規則、規範、規約等が配布された日から90日以内に当該規則、規範、規約の廃止もしくは修正に関し、人民院にて提議することが出来る。
- (3) 規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正を決定する際、人民院と民族院との間で合意に達しなかった場合、連邦議会にて審議される。

第138条

- (1) 連邦議会が、この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関により提出された法案を規定された方法に則り人民院へ送付した場合、当該法案は人民院に提出されたものと見なされ、同院にて審議されなければならない。
- (2) 人民院議員は、連邦議会が立法権を有する事項に関する法案を人民院に提出する権利を有する。但し、連邦議会のみが提出・決定の権利を有する法案は除く。同院議員が提出した法案は規定された方法に則り、人民院にて協議されなければならない。
- (3) 人民院の承認を得た法案は、民族院に提出され、協議及び決定が為されなければならない。

第139条

- (1) 人民院は、民族院から送付された法案を受領した後、当該法案に賛成するか反対するか、もしくは修正を施した上で賛成するかを決定する事が出来る。その後、人民院は、当該法案を人民院の決定と共に民族院へ送り返さなければならない。
- (2) 法案が人民院による修正と共に民族院へ送り返され、民族院が新たに修正を施した上で当該法案を人民院へ再送した場合、人民院は、民族院の修正案を受け入れるならば、当該法案を連邦議会議長へ提出しなければならない。
- (3) 人民院は、民族院の新たな修正案に反対する場合、連邦議会の決定を仰がなければならない。

第140条

この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関の委員は、

(1) 人民院議長の許可を得て人民院会議に出席している間、自らの機関に関連する法案もしくは他の事案に関し、説明及び協議を行う権利を有する。

(2) 人民院の委員会に当該委員会委員長の許可を得て出席している間、自らの機関に関連する法案もしくは他の事案に関し、説明及び協議を行う権利を有する。

民族院

民族院の構成

第141条

民族院の定数は最大224名とし、次のとおり構成する。

(1) 各自治地区、自治地域それぞれから選出された各1名の議員を含む、各管区域・州よりそれぞれ12名ずつ選出された議員168名。

(2) 国軍司令官が法律に従い、関連する連邦直轄区域を含む各管区域・州よりそれぞれ4名ずつ指名した軍人議員56名。

(3) 本条(1)項及び(2)項に規定するとおりに民族院を構成するに当たっては、関連する連邦直轄区域は、この憲法が定めた連邦直轄区域であれ、連邦議会が法律を制定して新たに定める連邦直轄区域であれ、当該連邦直轄区域が属する州もしくは管区、又は、管区域もしくは州の中に含まれているものとし、民族院議員を選出する。

民族院臨時議長の選出

第142条

民族院の臨時議長の選出は第110条にある人民院の臨時議長の選出に関連する規定に従い行う。

民族院議長及び副議長の選出

第143条

民族院議長及び副議長の選出は第111条にある人民院議長及び副議長の選出に関連する規定に従い行う。

民族院議長の職務

第144条

民族院議長の職務は、第112条にある人民院議長の職務の規定に従う。

民族院議長及び副議長の責任と地位の停止

第145条

民族院議長及び副議長の責任と地位の停止は、第113条にある人民院議長及び副議長の責任と地位停止の規定に従う。

第146条

民族院議長及び副議長の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

民族院の委員会、理事会及び組織の設置

第147条

(1) 民族院は、各議員により法案委員会、公共予算委員会、議会特権委員会、政府責任調査委員会を設置しなければならない。

(2) 民族院は、国防、治安及び国軍に関し、調査報告する必要がある場合、期間を定めた上で、民族院の軍人議員による国防・治安委員会を設置しなければならない。また、国防・治安委員会は、必要に応じ、文民議員を委員として選出することが出来る。

(3) 立法、行政、少数民族、経済、財政、社会、外交及びその他の事項に関し調査報告する必要がある場合、期間を定めた上で、民族院議員による各委員会を設置することが出来る。

(4) 民族院は、各委員の人数、義務、権利、特権及び任期について定めなければならない。

第148条

民族院は、人民院と協議すべき事項が生じた場合、同人数の両院議員を含む合同委員会を設置し、代表者を選任し権限を与えることができる。合同委員会の任期は、関係する院に報告書を提出した時までとする。

第149条

民族院及び人民院は、第147条(1)項及び(2)項に定める委員会が遂行すべき事項を除き、両院において協議する事項に関し、両院議長同士の協議を経て、同人数の両院議員を含む合同委員会を設置することが出来る。民族院は、当該委員会に含まれる民族院議員を選任し権限を与えることができる。また、当該合同委員会の任期は、関係する院に報告書を提出した時までとする。

第150条

民族院の委員会及び組織を第118条にある人民院委員会及び組織に関連する規定とおりに行う。

民族院の任期

第151条

民族院の任期は、人民院の任期と同一である。人民院の任期が終了する日をもって終了する。

民族院議員の要件

第152条

民族院議員は、

- (1) 満30歳以上である者でなければならない。
- (2) 年齢制限の他、第120条に定める人民院議員の被選挙権と同一の資格を満たさなければならない。
- (3) 第121条に定める人民院議員の被選挙権を喪失させる規定は、適用されなければならない。

民族院の軍人議員の要件

第153条

民族院における国軍司令官の指名した軍人議員は、同院における他の議員と同一の資格を満たさなければならない。

民族院の会合

第154条

- (1) 民族院の会期は、人民院会期が始まった日をもって開始されるものとする。
- (2) 民族院の第1回常会は、民族院会議が始まった日から7日以内に召集されなければならない。

第155条

民族院の常会を第124条から第135条までにある人民院の常会に関連する規定のとおり行う。

法案の提出

第156条

連邦議会が立法権を有する事項は、連邦議会のみが法案を提出し決定できるとこの憲法で

規定されている事項を除いて、規定された方法に則り民族院にて審議することができる。

第157条

- (1) 関係機関は、連邦議会が制定した法律に沿った規則、規範、もしくは規約を公布した後、直近の民族院常会の場で、民族院議長が認めた手順に従い、当該規則、規範、規約を議員へ配布しなければならない。
- (2) 規則、規範、もしくは規約が他の関係法律に一致しないことが判明した場合、民族院議員は、当該規則、規範、規約が配布された日から90日以内に当該規則、規範、規約の廃止もしくは修正に関し、民族院にて提議することが出来る。
- (3) 規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正を決定する際、人民院と民族院との間で合意に達しなかった場合、当該規則、規範、規約は連邦議会にて審議される。

第158条

- (1) 連邦議会が、この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関により提出された法案を規定された方法に則り民族院へ送付した場合、当該法案は民族院に提出されたものと見なされ、同院にて審議されなければならない。
- (2) 民族院議員は、連邦議会が立法権を有する事項に関する法案を民族院に提出する権利を有する。但し、連邦議会のみが提出・決定の権利を有する法案は除く。同院議員が提出した法案は規定された方法に則り、民族院にて協議されなければならない。
- (3) 民族院の承認を得た法案は、人民院に提出され、協議及び決定が為されなければならない。

第159条

- (1) 民族院は、人民院から送付された法案を受領した後、当該法案に賛成するか反対するか、もしくは修正を施した上で賛成するかを決定する事が出来る。その後、民族院は、当該法案を民族院の決定と共に人民院へ送り返さなければならない。
- (2) 法案が民族院による修正と共に人民院へ送り返され、人民院が新たに修正を施した上で当該法案を民族院へ再送した場合、民族院は、人民院の修正案を受け入れるならば、当該法案を連邦議会議長へ提出しなければならない。
- (3) 民族院は、人民院の新たな修正案に反対する場合、連邦議会の決定を仰がなければならない。

第160条

この憲法に基づき設立された連邦レベルの機関の委員は、

- (1) 民族院議長の許可を得て民族院会議に出席している間、自らの機関に関連する法案

もしくは他の事案に関し、説明及び協議を行う権利を有する。

- (2) 民族院の委員会、理事会及び組織に当該委員会委員長の許可を得て出席している間、自らの機関に関連する法案もしくは他の事案に関し、説明及び協議を行う権利を有する。

管区域・州議会

管区域・州議会の構成

第161条

管区域・州議会を以下のとおり構成しなければならない。

- (1) 管区域・州の各郡より2名ずつ選出された議員
- (2) 管区域議会には、管区域もしくは当該管区域内に自治区域を持たず、国家の全人口の0.1%以上の人口を持つ諸民族の議員が各1名含まれる。
- (3) 州議会には、州もしくは当該州内に自治区域を持たず、国家の全人口の0.1%以上の人口を持つ諸民族の議員が各1名含まれる。
- (4) 管区域・州議会には、国軍司令官が法律に従い指名した軍人議員が全議席の4分の1含まれる。

管区域・州議会臨時議長の選出

第162条

管区域・州議会の臨時議長の選出を、第110条にある人民院の臨時議長の選出に関連する規定とおりに行う。

管区域・州議会議長及び副議長の選出

第163条

管区域・州議会の議長及び副議長の選出を、第111条にある人民院議長及び副議長の選出に関連する規定とおりに行う。

管区域・州議会議長の職務

第164条

管区域・州議会議長は、

- (1) 管区域・州議会の会議を統括しなければならない。
- (2) 大統領が管区域・州議会に出席し演説を行うことを希望する場合、大統領を同会議に招待しなければならない。
- (3) 管区域・州統轄大臣が演説を希望する場合、必要な準備を進めなければならない。
- (4) 管区域・州議会の会議にて審議中の案件に関し、必要があれば、この憲法に基づき設

立された管区域・州レベルの機関を代表する委員もしくは人物を同会議に招待し、当該案件につき説明させる権利を有する。

(5) この憲法もしくは法律に基づき規定された他の任務を遂行しなければならない。

管区域・州議会議長及び副議長の責任と地位の停止

第165条

管区域・州議会議長及び副議長の責任と地位の停止は、第113条にある人民院議長及び副議長の職務遂行と地位停止の規定に従う。

第166条

管区域・州議会議長及び同副議長の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

管区域・州議会の委員会及び組織の設置

第167条

(1) 管区域・州議会は、憲法の定める権能の範囲内で、立法、少数民族関連事項等を調査するため及び議会の作業に役立てるため、必要な時に同議会議員を以て委員会もしくは組織を設置することが出来る。

(2) 管区域・州議会は、必要に応じ、適切な国民を委員会もしくは組織に加えることが出来る。

(3) 管区域・州議会は、必要な委員会もしくは組織を設置した際、当該委員会もしくは組織の人数、義務、権力、特権及び任期について定めなければならない。

管区域・州議会の任期

第168条

管区域・州議会の任期は、人民院の任期と同一である。人民院の任期が終了する日をもって終了する。

管区域・州議会議員の要件

第169条

管区域・州議会議員は、

(1) 第120条にある人民院議員の被選挙権と同一の資格を満たさなければならない。

(2) 第121条にある人民院議員の被選挙権を剥奪する規定は、管区域・州議会においても適用される。

管区域・州議会の軍人議員の要件

第170条

管区域・州議会における国軍司令官の指名した軍人議員は、同議会における他の議員と同一の資格を満たさなければならない。

管区域・州議会の会合

第171条

- (1) 管区域・州議会の会議は、人民院会議が始まった日を以て開始されるものとする。
- (2) 管区域・州議会の第1回常会は、同議会の会議が始まった日から15日以内に召集されなければならない。

第172条

- (1) 国家平和開発評議会は、この憲法の発効後、管区域・州議会の第1回常会を召集しなければならない。
- (2) 管区域・州議会議長は、この憲法の規定に基づき職務を継続し、次の管区域・州議会の第1回常会を召集しなければならない。

第173条

- (1) 管区域・州議会議員は、管区域・州議会第1回常会において、管区域・州議会臨時議長の前で付表4のとおり宣誓をしなければならない。
- (2) 宣誓を済ませていない議員は、自らが初めて出席する管区域・州議会の会議において、管区域・州議会議長の前で宣誓をしなければならない。

第174条

管区域・州議会議長は、少なくとも毎年1回、管区域・州議会の常会を召集しなければならない。また、前回召集した常会と次回召集する常会の間の期間が12ヶ月を超えてはならない。

第175条

管区域・州議会の会議において実施される行為は以下のとおりとする。

- (1) 大統領の演説の記録
- (2) 大統領の発言及び管区域・州議会議長が承認した他の発言の読み上げ及び記録
- (3) 管区域・州統轄大臣の演説の記録
- (4) 法案の提出、協議及び決定
- (5) 管区域・州議会がこの憲法及び他の現行法の規定に従い履行すべき事項に関する協議及び決定

- (6) 管区域・州議会へ提出された報告書に関する協議、決定及び記録
- (7) 動議の提出、協議及び決定
- (8) 質疑応答
- (9) 管区域・州議会議長が承認した事項の履行

第176条

管区域・州議会の決定、同意及び承認が必要とされる事項に関しては、以下のとおり処理しなければならない。

- (1) 管区域・州議会が会期中の場合は、その会期において協議及び決定が為される。
- (2) 管区域・州議会が会期中でない場合は、直近に開かれる管区域・州議会の会期において協議及び決定が為される。
- (3) 当該事項の内、国民の利益のために迅速な対応が求められる事項に関しては、特別会期又は緊急会期を召集の上、協議及び決定が為される。

第177条

管区域・州議会議長は、必要に応じて、管区域・州議会の特別会議又は緊急会議を召集することが出来る。

第178条

管区域・州議会議長は、管区域・州統轄大臣の要請があった場合、可及的速やかに管区域・州議会の特別会議もしくは緊急会議を召集しなければならない。

第179条

管区域・州議会議長は、同議会議員総数の4分の1以上の要求があった場合、可及的速やかに管区域・州議会の特別会議を召集しなければならない。

第180条

- (1) 管区域・州議会の会議は、同会議に出席する権利を有する連邦議会議員総数の過半数が同会議の初日に出席した場合、有効に成立する。また、出席議員が過半数に満たなかったために会議が成立しなかった場合は延期される。
- (2) 管区域・州議会の会議は、本条(1)項の規定に基づき延期された場合及び有効に成立して更に延長された場合、同会議に出席する権利を有する同議会議員総数の3分の1を超える出席が得られれば有効に成立する。

第181条

(1) 管区域・州議会の会議における投票を以て決定すべき事項は、この憲法が他の方法を規定している場合を除き、出席議員の多数決より決定される。

(2) 管区域・州議会議長もしくは副議長の投票は認められない。但し、賛否同数の際には決定票を投じなければならない。

第182条

管区域・州議会は、議員が同議会の許可を得ずに同議会の会議を15日間連続して欠席した場合、定められた方法に則り、当該議員の地位が空席であると宣言することが出来る。但し、延期された会議に関しては、上述の15日間に含まれないものとする。

第183条

管区域・州議会は、議員の一部に空席がある場合でもその任務を執行する権利を有する。また、同議会の会議に出席する権利を有しない人物が同議会の会議に出席の上、投票を行ったことが後日判明した場合でも、当該会議における決定は無効とならない。

第184条

管区域・州議会の職務及び記録は公表される。但し、法律もしくは同議会の決定に基づき制限される職務及び記録は公表されない。

第185条

(1) 管区域・州議会議員は、この憲法及び管区域・州議会法の規定に反しない限り、管区域・州議会及び同議会の委員会及び組織において自由に投票及び発言を行う権利を有する。当該議員に対しては、同議会における言動を理由として、管区域・州議会法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。

(2) この憲法に基づき設立された管区域・州レベル機関を代表する委員もしくは人物は、管区域・州議会もしくは同議会の委員会への出席を認められた又は招待を受けた場合、憲法及び管区域・州議会法の規定に反しない限り、管区域・州議会もしくは同議会の委員会及び組織において自由に発言する権利を有する。当該人物に対しては、同議会における発言を理由として、管区域・州議会法を除く法律に基づく如何なる措置もとられてはならない。

(3) 但し、本条(1)項及び(2)項で定めた人物が傷害事件を起こした場合、当該人物に対し、管区域・州議会の規範、規約及び手続並びに現行法に基づく措置がとられなければならない。

第186条

(1) 管区域・州議会に出席している同議会議員又は同議会議長の許可もしくは招待により同議会に出席している人物を逮捕する必要がある場合、管区域・州議会議長に確実な証拠を提出しなければならない。管区域・州議会議長の許可を事前に得ることなく当該議員もしくは人物を逮捕してはならない。

(2) 管区域・州議会委員会及び組織に出席している同委員会の委員を逮捕する必要がある場合、当該委員会等の長を通じて、管区域・州議会議長に確実な証拠を提出しなければならない。管区域・州議会議長の許可を事前に得ることなく当該委員を逮捕してはならない。

(3) 管区域・州議会、同議会委員会及び組織が閉会中の際に同議会議員を逮捕する必要がある場合、逮捕理由を裏付ける確実な証拠を管区域・州議会議長に対し迅速に提出しなければならない。

第187条

管区域・州議会によって又は同議会の許可を得て出版される報告書、文書及び議事録については、裁判の対象としてはならない。

法律の制定

第188条

管区域・州議会は、付表2の管区域・州議会立法管轄事項表にある事項に関し、すべての管区域・州もしくは一部の管区域・州にて適用される法律を制定する権利を有する。

第189条

(1) 管区域・州議会は法律を制定する際、

(イ) この憲法に基づき設立された管区域・州レベルの機関に対し、当該法律に関わる規則、規範、及び規約を公布する権限を委譲することが出来る。

(ロ) 関係機関もしくは当局に対し、当該法律に関わる通知、命令、指令及び処分を公布する権限を委譲することが出来る。

(2) 法律の権限に基づき公布された規則、規範、規約、通知、命令、指令及び手続は、この憲法及び関係法律の規定と一致しなければならない。

(3) 関係機関は、管区域・州議会が制定した法律に沿った規則、規範、もしくは規約が公布された後、直近の管区域・州議会常会場で、同議会議長が認めた手順に従い、当該規則、規範、規約を議員へ配布しなければならない。

(4) 規則、規範、もしくは規約が他の関係法律に一致しないことが判明した場合、管区域・州議会議員は、当該規則、規範、規約が配布された日から90日以内に当該規則、規範、規約の廃止もしくは修正に関し、管区域・州議会にて提議することが出来る。

(5) 管区域・州議会が、規則、規範、もしくは規約の廃止又は修正の決定を行った場合で

も、右決定は当該規側、規範、規約に基づき右決定がなされる以前にとられた措置の有効性に影響を及ぼさない。

法案の提出

第190条

- (1) 憲法に基づき設立された管区域・州レベルの機関は、付表2にある管区域・州議会が立法権を有する事項に含まれる事項の内、自らの機関の運営事項に関する法案を規定の方法に則り管区域・州議会へ提出する権利を有する。
- (2) 管区域・州政府のみが提出する権利を有する管区域・州計画、年度予算及び課税に関する法案は、規定の方法に則り管区域・州議会に提出されなければならない。

第191条

管区域・州議会議員は、付表2にある管区域・州議会が立法権を有する事項に関する法案を規定された方法に則り、同議会に提出する権利を有する。但し、管区域・州政府のみが提出・決定の権利を有するとこの憲法が規定している事項を除く。

第192条

- (1) この憲法に基づき設立された管区域・州レベル機関を代表する組織の委員であり、管区域・州議会議員でもある者は、国会の場で、自らの組織に関連する法案もしくは他の事案に関し、説明、協議及び投票を行う権利を有する。
- (2) この憲法に基づき設立された管区域・州レベル機関を代表する組織の委員であり、管区域・州議会議員ではない者は、管区域・州議会議長の許可を得て国会に出席している間、自らの組織に関連する法案もしくは他の事案につき説明及び協議を行う権利を有する。

管区域・州予算案の提出

第193条

- (1) 管区域・州議会は、管区域・州政府が提出する権利をもつ管区域・州の予算案を規定された方法に則り提出しなければならない。
- (2) 本条(1)項にある予算案に関し、管区域・州議会は、連邦予算もしくは追加基金分配に基づき、州・管区域が連邦基金から得た財源を含む管区域・州予算を管区域・州統轄大臣に提出し、必要に応じ協議を行い、過半数の同意を得て、賛成、拒否及び減額を行わなければならない。その際、
 - (イ) 憲法に基づき設立された管区域・州レベルの機関の長及び委員の給与・手当及び当該機関の支出
 - (ロ) 憲法に基づき設立された自治区域の指導組織の長及び委員の給与・手当及び当該組

織の支出

(ハ) 管区域・州が返済する責任を有する債務、当該債務に関わる支出及び管区域・州の借入金に関わる他の支出

(ニ) 法廷による判決、命令、宣告に従って為される支出

(ホ) 支出並びに州・管区域が制定した現行法に従って為されるその他の支出に関し、州・管区域議会にて協議を行う権利が認められる。但し、当該支出の拒否及び減額は認められない。

第194条

管区域・州議会は、管区域・州政府が管区域・州の予算を規定された方法に則り提出した場合、決定を下さなければならない。

法律の公布

第195条

(1) 管区域・州統轄大臣は、

(イ) 管区域・州議会の承認を得た法案を受領した日から7日以内に、当該法案に署名の上、法律として公布しなければならない。

(ロ) 自治地区・地域の承認を得た法案を受領した日から14日以内に、当該法案に署名の上、法律として公布しなければならない。

(2) 管区域・州統轄大臣が本条(1)で述べた所定の期限内に法案に署名せず、法律としての公布を行わなかった場合、当該法案は、当該期限の最終日に管区域・州統轄大臣の署名を得たものと見なされ、法律として公布される。

(3) 管区域・州統轄大臣の署名を得たもしくは同署名を得たと見なされる法律は、官報にて公表されなければならない。当該法律は、同法律中に個別の規定が含まれていない限り、その公表の日をもって発効する。

自治地区・地域の指導組織

第196条

自治地区・地域の指導組織に対し、付表3に定めた立法管轄事項に関する立法権を付与する。

人民院、民族院及び管区域・州議会議員の義務、権利、特権

第197条

人民院、民族院、及び管区域・州議会の議員の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

法律の効力

第198条

様々なレベルの議会及び自治地区・地域の指導組織が制定した法律の効力に関し、

(1) 連邦議会、管区域・州議会及び自治地区・地域の指導組織が制定した法律もしくは他の現行法の規定が、憲法の規定に抵触する場合、憲法の規定を遵守しなければならない。

(2) 管区域・州議会が制定した法律の規定が、連邦議会が制定した法律の規定に抵触する場合、後者の法律の規定を遵守しなければならない。

(3) 自治地区・地域の指導組織が制定した法律の規定が、連邦議会が制定した法律の規定に抵触する場合、後者の法律の規定を遵守しなければならない。

(4) 自治地区・地域の指導組織が制定した法律の規定が、管区域・州議会が制定した法律の規定に抵触する場合、後者の法律の規定を遵守しなければならない。

第5章「行政」

連邦政府

第199条

(1) 国家の行政の長は、大統領とする。

(2)

(イ) 国家の行政権を連邦、管区域及び州に分散委譲する。

(ロ) 自治区域における自治権については、この憲法の定めるところに従い分散委譲する。

連邦政府の構成

第200条

連邦政府を以下の人物から構成する。

- (1) 大統領
- (2) 副大統領
- (3) 連邦大臣
- (4) 連邦法務長官

国防・治安評議会の構成

第201条

憲法又は他の法律によって付与された任務を遂行出来るよう、大統領率いる国防・治安評議会を以下の人物から構成する。

- (1) 大統領
- (2) 副大統領
- (3) 副大統領
- (4) 人民院議長
- (5) 民族院議長
- (6) 国軍司令官
- (7) 国軍副司令官
- (8) 国防大臣
- (9) 外務大臣
- (10) 内務大臣
- (11) 国境大臣

大統領の責務及び権限

第202条

大統領は、連邦議会の承認を得た上で、

- (1) 連邦政府の各省庁を、必要に応じて定める他、再編・補足することが出来る。
- (2) 連邦大臣の定数を定める他、必要に応じて増減することが出来る。

第203条

大統領は、連邦議会に対し責任を負わなければならない。また、副大統領は、大統領に対し責任を負い、大統領を通じて連邦議会に対しても責任を負わなければならない。

第204条

大統領は、

- (1) 恩赦を与える権利を有する。
- (2) 国防・治安評議会の勧告に基づき、特赦を与える権利を有する。

第205条

大統領は、法律に従い、

- (1) 名誉称号及び名誉徽章を授与しなければならない。
- (2) 授与した名誉称号及び名誉徽章を無効化することが出来る。

第206条

大統領は、連邦議会の承認を得て、諸外国との外交関係の樹立もしくは断絶を行うことが出来る。また、大統領は、迅速な対応が求められる状況下では、国防・治安評議会との協議を経て、外交関係を断絶することが出来るが、連邦議会から当該措置に関する事後承認を得なければならない。

第207条

大統領は法律に基づき、

- (1) 自国の外交官を任命及び召還することが出来る。
- (2) 外国の外交官の任命に同意し、召還に関する通報を行うことが出来る。
- (3) 外国の外交官から提出された任命状を受領する。

第208条

大統領は法律に基づき、公務員組織の長を任命及び解任することが出来る。

第209条

大統領は法律に基づき、

- (1) 連邦議会の承認を得て、国際・地域・二国間条約の締結、批准、廃棄及び脱退を行わなければならない。
- (2) 連邦議会の承認を必要としない国際・地域・二国間条約に関しては、締結、批准、廃棄及び脱退を行うことが出来る。

第210条

大統領は、状況に応じて国家政策及び国家状況全般に関し、連邦議会、人民院及び民族院

にて演説を行い、国家全土に対しメッセージを送る権利を有する。

第211条

大統領は、必要があれば、連邦議会の緊急会期及び特別会期を召集するよう、連邦議会議長に報告することが出来る。

第212条

(1) 大統領は、連邦議会が閉会中の場合、連邦予算を除く行政事項の内、迅速な対応が求められるものに関し、法的効力を有する大統領令を公布する権利を有する。

(2) 大統領は、本条(1)項の大統領令を取り消していない場合、大統領令を公布した日から60日以内に開かれる直近の連邦議会に大統領令を提出し、承認を得なければならない。連邦議会が60日以内に開かれる予定がない場合には、特別会期を召集して承認を得なければならない。

(3) 大統領令は、連邦議会の承認が得られなかった場合、その日をもって法的効力を失う。

(4) 大統領令は、連邦議会の承認が得られた場合、大統領が要求する必要な期日まで引き続き法的効力を有する。

(5) 大統領令は、その公布日から60日以内に取消された場合でも、直近の連邦議会に提出されなければならない。

(6) 連邦議会がこの憲法に基づき決定を下す権利を有さない規定が大統領令に含まれている場合、当該大統領令は停止される。

第213条

大統領は、

(1) 国家への侵略が行われた場合、この憲法に基づき設立された国防・治安評議会と協議を行い、適切な軍事行動をとる権利を有する。

(2) 本条(1)項の軍事行動に関しては、連邦議会に提出し承認を得なければならない。連邦議会が閉会中である場合は、緊急会期を召集の上、承認を得る必要がある。

(3) 連邦議会の賛成を得た場合のみ、開戦宣言及び戦争の終結を行うことが出来る。

第214条

大統領は、憲法の規定に基づき連邦議会により可決及び立法化された法律に署名しなければならない。大統領の署名を得た法律は官報にて公表されなければならない。

第215条

大統領は、如何なる議会及び法廷においても、この憲法もしくは他の現行法により付与された責務及び権利を行使してとった措置に関し、答える責任を有さない。但し、かかる大統領の責任免除は、大統領の弾劾に関する憲法規定に影響を及ぼしてはならない。

連邦政府の行政権

第216条

この憲法の規定に反しない限り、連邦の行政権は、連邦議会が立法権を有する行政事項にも及ぶ。

第217条

この憲法の規定に反しない限り、連邦の行政権は大統領に付与される。但し、本項は、連邦議会が信頼できる機関及び人物に対し責任及び権利を付与することを妨げるものではなく、かかる責任及び権利が大統領に付与されたと見なすものでもない。

第218条

(1) 連邦政府によるあらゆる行政措置は、大統領の名の下で行われる。

(2) 大統領は、大統領が自らの裁量で処理すべき事項としてこの憲法で規定されているものを除き、連邦政府が執行する権利を有する事業及び連邦政府大臣並びに政府職員への同事業の割り振りに関する法令を制定する権利を有する。

(3) 大統領の名で公布された指令及び締結された条約は、大統領が制定する規範に明示された方法に則り、その有効性を認められなければならない。また、当該指令及び条約の有効性は、大統領が直接的に措置をとっていないことを理由に否定されてはならない。

(4) 本条(1)項、(2)項及び(3)項の各規定の一般性に影響を与えることなく、地域及び連邦政府事業の性質を踏まえた上で行うことが出来る。

第219条

連邦政府は、国の安定、平和及び法秩序の支配を維持する。

第220条

連邦政府は、この憲法の規定に従い、連邦政府の政策を立案しなければならない。また、同政策に基づき必要な事業を計画し、連邦議会の承認を得て同事業を実施しなければならない。

第221条

連邦政府は、財政委員会との協議を得て作成された連邦年度予算に基づき、連邦予算に関する法案を起草し、憲法の規定に従い、連邦議会に提出し承認を得なければならない。

第 2 2 2 条

連邦政府は、自らが提出した連邦予算案を連邦議会が会計年度終了前に承認出来なかった場合、連邦議会が定めた最新の連邦予算に含まれる通常支出の範囲内において財源を使用する権利を有する。

第 2 2 3 条

連邦政府は、憲法の規定に従い連邦議会が立法権を有する事項に関する所要の法案を連邦議会に提出することが出来る。

第 2 2 4 条

連邦政府の省庁は、自らの管轄下にある政府機関が憲法及び現行法の規定に従い機能することを確保すべく、当該政府機関に対する管理、指示及び監督、調査を行わなければならない。

第 2 2 5 条

連邦政府は、管区域・州政府及び自治地区・地域の指導組織が効率的及び成功裡に業務を遂行出来るよう、これらと協力及び協議する。

第 2 2 6 条

連邦政府は、憲法に関する論争及び領土国境線画定を巡る紛争を除き、
（１）管区域同士、州同士及び自治地区・地域同士並びに管区域と州及び管区域・州と自治地区・地域の間で発生した行政上の紛争に関する協力、協議及び解決を行い、必要に応じ決定を下す。
（２）管区域・州と連邦直轄区域及び自治地区・地域と連邦直轄区域の間で発生した行政上の紛争に関する協力、協議及び解決を行い、必要に応じ決定を下す。

第 2 2 7 条

連邦政府は、法律に基づき、
（１）必要に応じ、連邦に関する公務員組織を設置の上、同組織が果たすべき義務及び機能を規定する。
（２）必要な数の職員を任命する。

第228条

連邦政府は、

- (1) 連邦議会で可決された行政上の決議を状況に応じて履行の上、その措置に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない。
- (2) 国の状況全般に関し、状況に応じて連邦議会へ報告書を提出しなければならない。

財政委員会の構成

第229条

- (1) 財政委員会を以下の人物から構成する。
 - (イ) 大統領を議長とする
 - (ロ) 副大統領を副議長とする
 - (ハ) 連邦法務長官を委員とする
 - (ニ) 連邦会計検査院長官を委員とする
 - (ホ) 管区域・州統括大臣を委員とする
 - (ヘ) ネーピードー評議会委員長を委員とする
 - (ト) 連邦財務大臣を書記とする
- (2)
- (イ) 大統領は、財政委員会の設置に際して、何らかの理由により委員の任務を担うべき人物がいなかった場合には、適切な人物を暫定委員として任命することができる。
 - (ロ) 大統領は、財政委員会の設置について公表しなければならない。財政委員会のための命令、指令等については大統領または副大統領が任命した人物がこれを発表しなければならない。

財政委員会の責務及び権能

第230条

- (1) 連邦省庁及び連邦レベル機関の予算は、大統領が権限を与えた副大統領による検査を受けた上で、財政委員会に提出されなければならない。
- (2) 管区域・州の予算は、大統領が権限を与えたもう一人の副大統領による検査を受けた上で、財政委員会に提出されなければならない。
- (3) 財政委員会は、
 - (イ) 連邦領土の支出、管区域・州への連邦基金の適切な分配、特別な事案に関する基金供与及び借款許可を含む連邦予算案もしくは予算の再分配案を連邦議会に提出しなければならない。
 - (ロ) 執行すべき財政事項に関する提案を行わなければならない。

(ハ) 確固たる財政制度の確立に向け連邦議会から法律に基づき委任された業務を遂行しなければならない。

(4) 財政委員会は、管区域・州への適切な連邦基金の分配、特別な事案に関する基金供与、必要な借款の支払いを含む連邦予算案を連邦議会に提出するため、当該予算案を大統領へ提出しなければならない。

(5) 財政委員会は、必要に応じ、財政専門家より助言を受けることが出来る。

連邦基金に編成する租税

第231条

(1) 連邦は、付表5にある管区域・州が徴収する権利を有する税を除き、他のすべての税を法律に従い徴収の上、連邦基金に加えなければならない。

(2) 管区域・州が徴収する旨規定されている収入及び税が連邦領土のために徴収される場合、連邦は、法律に基づき当該収入及び税を徴収の上、連邦基金に加えなければならない。

(3) 連邦は、連邦基金を法律に従い使用する権利を有する。

連邦大臣及び副大臣

連邦大臣の任命

第232条

(1) 大統領は、以下の要件を満たす者を連邦大臣として任命することが出来る。

(イ) 満40歳以上であること

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に対し定められている要件を満たすこと

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しないこと

(ニ) 国家及び国民に対し忠誠心があること

(2) 大統領は、連邦大臣を任命する際、

(イ) 連邦議会議員からであれ議員以外からであれ、本条(1)項に定められた要件を満たす人物を選出しなければならない。

(ロ) 国防大臣、内務大臣及び国境大臣の任命に際しては、国軍司令官が任命した適切な軍人の名簿を受領しなければならない。

(ハ) 国防大臣、内務大臣及び国境大臣以外の大臣に軍人を任命することを希望する場合、国軍司令官と協議しなければならない。

(3) 大統領は、連邦大臣の任命に関し、自ら選んだ人物の名簿と国軍司令官の指名した軍人の名簿を合わせて連邦議会に提出し、承認を得なければならない。

(4) 連邦議会は、大統領から指名された連邦大臣が憲法で規定する資格を有していないことを証明出来ない限り、当該人物の任命を拒否する権利を有さない。

(5) 大統領は、連邦議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を記載した名簿を連邦議会へ再提出することが出来る。

(6) 大統領は、連邦議会の承認が得られた人物を連邦大臣として任命する。その際、大統領は各連邦大臣に対し所管する省庁を1つもしくは複数定める。

(7) 大統領は、連邦大臣を任命する度に、連邦議会に報告しなければならない。

(8) 連邦大臣は、大統領に対し直接責任を負う。

(9) 連邦大臣は、議員ならば、連邦大臣として任命された日をもって議員としての資格を失ったと見なす。

(10)

(イ) 連邦大臣は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、連邦大臣に任命された日をもって公務員を退職したものと見なす。

(ロ) 国軍兵士は、国防、内務及び国境大臣に任命された後も、その職を辞職する必要がない。

(11) 連邦大臣は、政党党员である場合、連邦大臣の職にある間、当該政党の活動に参加することが出来ない。

連邦大臣の弾劾

第233条

(1) 連邦大臣は、以下の事由に該当する場合、弾劾される。

(イ) 国家に対する反逆行為

(ロ) 憲法違反

(ハ) 不良行為

(ニ) 憲法に規定する連邦大臣資格の欠如

(ホ) 法律に基づき付与された責務の不履行

(2) 連邦大臣への弾劾は、大統領もしくは副大統領に対する弾劾に関する憲法第70条に従い行われなければならない。

(3) 大統領は、連邦大臣に対する弾劾が正当で、その職務の継続が適切でないことを調査した議会が示した場合、当該連邦大臣を解任しなければならない。

(4) 連邦大臣に対する弾劾が正当でないことを調査した議会が決定した場合には、関係議会議長は、大統領に右を報告しなければならない。

副大臣の任命

第234条

(1) 大統領は、連邦大臣を補佐するため、議員もしくはそれ以外の者から以下の要件を満たす者を副大臣に任命することが出来る。

(イ) 満35歳以上である者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に対し定められている要件を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ) 国家及び国民に対し忠誠心がある者

(2) 大統領は、国防副大臣、内務副大臣及び国境副大臣の任命に際し、国軍司令官が任命した適切な軍人の名簿を受領しなければならない。

(3) 大統領は、国防副大臣、内務副大臣及び国境副大臣以外の副大臣に軍人を任命することを希望する場合、国軍司令官と協議しなければならない。

(4) 大統領は、副大臣を任命する際、所管する省庁を定めなければならない。

(5) 副大臣は、所管する省庁の大臣に対して責任を負い、右大臣を通じて大統領に対しても責任を負う。

(6) 副大臣として任命された者は、議員もしくは公務員もしくは国軍兵士もしくは政党黨員ならば、第232条(9)項、(10)項及び(11)項にある規定に従わなければならない。

連邦大臣及び副大臣の任期、辞職、解職及び空席の補充

第235条

(1) 連邦大臣及び副大臣の任期は、原則として大統領の任期と同一とする。

(2) 連邦大臣もしくは副大臣が任期終了前に何らかの理由により自らの意志で辞職する場合には、大統領に辞表を提出することのみによって辞職することが出来る。

(3) 大統領は、

(イ) 連邦大臣もしくは副大臣が、与えられた義務を満足に果たし得ない時には、辞職するよう指示することが出来る。また、指示に従わない場合には、解職することが出来る。

(ロ) 措置をとらなければならない大臣が、国軍司令官の指名した大臣である場合には、国軍司令官と協議しなければならない。

(4) 大統領は、辞職、解任、死亡もしくは他の理由により連邦大臣もしくは副大臣が空席となった場合、憲法規定に基づき新たな連邦大臣もしくは副大臣を任命することが出来る。その際に任命される連邦大臣もしくは副大臣の任期は、大統領の残余の任期と同一とする。

(5)

(イ) 連邦大臣及び副大臣は、連邦大臣を任命した大統領及び連邦大臣の地位が、辞任、死亡もしくは他の理由により任期終了前に空席となった場合、新しい大統領が選出され、新しい連邦大臣及び副大臣が任命されるまでの間、その業務を引き続き遂行しな

ければならない。

(ロ) 新たに任命された連邦大臣及び副大臣の任期は、新大統領の残余の任期と同一とする。

(6) 連邦大臣及び副大臣の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

連邦法務長官及び法務副長官

第236条

法務長官を連邦法務長官と呼ばなければならない。

連邦法務長官の任命

第237条

(1) 大統領は、連邦議会の承認を得て、法律に関する助言を得るためもしくは法律に基づく任務を与えるため、議員もしくはその他から、以下の要件を満たす者1名を連邦法務長官として任命する。

(イ) 満45歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ)

(a) 管区域・州の高等裁判所判事としての実務経験が5年以上の者

(b) 管区域・州レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が10年以上の者

(c) 高等裁弁護士としての実務経験が20年以上の者

(d) 著名で権威のある学識者として大統領が認める者

(ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(2) 連邦議会は、大統領から指名された連邦法務長官が憲法で規定する資格を有していないことを証明できない限り、当該人物の任命を拒否する権利を有さない。

(3) 大統領は、連邦議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を連邦法務長官として再度指名する権利を有する。

(4) 連邦法務長官は、連邦内閣の一員である。

(5) 連邦法務長官は、大統領に対し直接責任を負う。

(6) 連邦法務長官は、議員である場合、連邦法務長官に任命された日をもって議員を辞職したものと見なす。

(7) 連邦法務長官は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、連邦法務長官に任命された日をもって公務員を退職したものと見なす。

(8) 連邦法務長官は、政党党员である場合、連邦法務長官の職にある間、当該政党の活動に参加することが出来ない。

連邦法務長官の弾劾

第238条

連邦法務長官の弾劾は、連邦大臣の弾劾に関連する第233条にある規定のとおり行わなければならない。

第239条

(1) 大統領は、連邦法務長官を補佐するため、議員もしくはその他から、以下の要件を満たす者1名を任意に連邦法務副長官として任命する。

(イ) 満40歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ)

(a) 管区域・州の高等裁判所判事としての実務経験が5年以上の者

(b) 管区域・州レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が10年以上の者

(c) 高等裁弁護士としての実務経験が15年以上の者

(d) 著名で権威のある学識者として大統領が認める者

(ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者。

(2) 連邦法務副長官は、連邦法務長官に対し責任を負い、連邦法務長官を通じ大統領に対しても責任を負う。

(3) 連邦法務副長官として任命された者が議員、公務員、国軍兵士または政党党员ならば、第237条(6)項、(7)項及び(8)項にある規定に従わなければならない。

連邦法務長官及び連邦副長官の任期、辞職、解職及び空席の補充

第240条

(1) 連邦法務長官及び同副長官の任期は、原則として大統領の任期と同一とする。

(2) 連邦法務長官及び同副長官は、任期終了前に何らかの理由により自らの意志で辞職する場合には、大統領に辞表を提出することにより辞職することが出来る。

(3) 大統領は、連邦法務長官及び同副長官が、与えられた義務を満足に果たし得ない時には、辞職するよう指示することが出来る。また、指示に従わない場合には、解職することが出来る。

(4) 大統領は、辞職、解任、死亡もしくは他の理由により連邦法務長官もしくは同副長官が空席となった場合、憲法規定に基づき新たな連邦法務長官もしくは同副長官を任命するこ

とが出来る。その際に任命される連邦法務長官もしくは同副長官の任期は、大統領の残余の任期と同一とする。

(5)

(イ) 連邦法務長官及び同副長官を任命した大統領の地位が、辞任、死亡もしくは他の理由により任期終了前に空席となった場合、新たに選出された大統領は引き続き現在の連邦法務長官及び同副長官を起用するか、または憲法規定に従って新たに連邦法務長官及び同副長官を任命することができる。また、現在の連邦法務長官及び同副長官は、新しい連邦法務長官及び同副長官が任命されるまでの間、その業務を引き続き遂行しなければならない。

(ロ) 新たに任命された連邦法務長官及び同副長官の任期は、新大統領の残余の任期と同一とする。

(6) 連邦法務長官及び同副長官の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

連邦会計検査院長官及び会計検査院副長官

第241条

会計検査院長官を連邦会計検査院長官と呼ぶなければならない。

連邦会計検査院長官の任命

第242条

(1) 大統領は、各政府機関の支出を検査し、連邦議会に報告するため、連邦議会議員もしくはそれ以外から以下の要件を満たす者1名を連邦議会の承認を得て、連邦会計検査院長官に任命する。

(イ) 満45歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(二)

(a) 管区域・州レベル以上の会計検査員としての実務経験が10年以上の者

(b) 国民登録証担当官もしくは認定証担当官としての実務経験が20年以上の者

(c) 著名で権威のある学識者として大統領が認める者

(ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(2) 連邦議会は、連邦会計検査院長官が要件を満たしていないことを証明できない限り、大統領の指名する連邦会計検査院長官の任命を拒否する権利を有さない。

(3) 大統領は、連邦議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を連邦会計検査院長官の名簿を連邦議会に再度提出する権利を有する。

(4) 連邦会計検査院長官は、大統領に対し直接責任を負う。

(5) 連邦会計検査院長官もしくは同副長官は、議員である場合、連邦会計検査院長官もしくは同副長官に任命された日をもって議員を辞職したものと見なす。

(6) 連邦会計検査院長官もしくは同副長官は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、連邦会計検査院長官もしくは同副長官に任命された日をもって公務員を退職したものと見なされる。

(7) 連邦会計検査院長官もしくは同副長官は、政党党员である場合、連邦法務長官もしくは同副長官の職にある間、当該政党の活動に参加することが出来ない。

連邦会計検査院長官の弾劾

第243条

連邦会計検査院長官の弾劾は、連邦大臣の弾劾に関連する第233条にある規定のとおり行わなければならない。

連邦会計検査院副長官の任命

第244条

(1) 大統領は、連邦会計検査院長官を補佐するため、連邦議会議員もしくはそれ以外から以下の要件を満たす者1名を任意に連邦会計検査院副長官に任命する。

(イ) 満40歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ニ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ハ)

(a) 管区域・州レベル以上の会計検査員としての実務経験が10年以上の者

(b) 国民登録証担当官もしくは認定証担当官としての実務経験が15年以上の者

(c) 著名で権威のある学識者として大統領が認める者

(ニ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(2) 連邦会計検査院副長官は、連邦会計検査院長官に対し責任を負い、連邦会計検査院長官を通じ大統領に対しても責任を負う。

(3) 連邦会計検査院副長官として任命された者が、連邦議会議員、公務員も、国軍兵士または政党党员ならば、第242条(5)、(6)及び(7)にある規定に従わなければならない。

連邦会計検査院長官及び同副長官の任期、辞職、解職及び空席の補充

第245条

(1) 連邦会計検査院長官及び同副長官の任期は、原則として大統領の任期と同一とする。

(2) 連邦会計検査院長官及び同副長官は、任期終了前に何らかの理由により自らの意志で

辞職する場合には、大統領に辞表を提出することにより辞職することが出来る。

(3) 大統領は、連邦会計検査院長官及び同副長官が、与えられた義務を満足に果たし得ない時には、辞職するよう指示することが出来る。また、指示に従わない場合には、解職することが出来る。

(4) 大統領は、辞職、解任、死亡もしくは他の理由により連邦会計検査院長官もしくは同副長官が空席となった場合、憲法規定に基づき新たな連邦会計検査院長官もしくは同副長官を任命することが出来る。その際に任命される連邦会計検査院長官もしくは同副長官の任期は、大統領の残余の任期と同一とする。

(5)

(イ) 連邦会計検査院長官及び同副長官を任命した大統領の地位が、辞任、死亡もしくは他の理由により任期終了前に空席となった場合、新たに選出された大統領は、引き続き現在の連邦会計検査院長官及び同副長官を起用することができ、または憲法規定に従って新たに連邦会計検査院長官及び同副長官を任命することができる。また、現在の会計検査院長官及び同副長官は、新しい連邦会計検査院長官及び同副長官が任命されるまでの間、その業務を引き続き遂行しなければならない。

(ロ) 新たに任命された連邦法務長官及び同副長官の任期は、新大統領の残余の任期と同一とする。

(6) 連邦会計検査院長官及び同副長官の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

連邦人事院の設置

第246条

(1) 大統領は、公務員の選任、育成、公務員規程の制定を遂行するため、連邦人事院を設置しなければならない。

(2) 大統領は、以下の要件を満たす者を連邦人事院長官及び委員に任命する。

(イ) 満50歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ) 経験豊富な有識者

(ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(ヘ) 政党党员ではない者

(ト) 議員ではない者

(3) 連邦人事院の長官もしくはその委員は、公務員である場合、現行の公務員規程に基づき、連邦人事院の長官もしくはその委員として任命された日をもって、公務員を退職したものと見なされる。

(4) 連邦人事院長官は、大統領に対し直接責任を負い、同院委員は、同院長官を通じ大統

領に対し責任を負う。

(5) 連邦人事院長官及び委員の任期は、原則として大統領の任期と同一とする。

(6) 連邦人事院長官及び委員の義務、権利、辞職及び解任は、法律でこれを定める。

管区域・州政府

第247条

(1) 管区域・州の行政の長を管区域・州統括大臣と呼ぶ。

(2) 管区域・州政府の委員を管区域・州大臣と呼ぶ。

管区域・州政府の設置

第248条

(1) 各管区域・州に政府を組織する。

(2) 管区域・州政府を以下の者から構成する。

(イ) 管区域・州統括大臣

(ロ) 管区域・州大臣

(ハ) 管区域・州法務長官

(3) 大統領は、管区域・州議会の承認を得た上で、

(イ) 管区域・州の各省庁を必要に応じて定める他、改編・補充することが出来る。

(ロ) 管区域・州大臣の人数を必要に応じて定める他、増減することが出来る。

管区域・州政府の行政権

第249条

この憲法の規定に反しない限り、管区域・州政府の行政権は、管区域・州議会が立法権を有する事項及び連邦法に基づき管区域・州政府が実施する権利を有する事項にも及ぶ。

第250条

管区域・州政府は、連邦政府が国家の安全、社会の平和・平穏及び法の支配の確保に向けた措置をとる際、大統領を補佐する責任を有する。

第251条

管区域・州政府は、連邦政府の政策及び連邦法に反しない限り、管区域・州議会の承認を得た上で、各管区域・州において実施すべき事業に関わる計画を履行しなければならない。

第252条

管区域・州政府は、憲法の規定に従い、連邦政府の年度予算に基づき、当該管区域・州予算案を管区域・州議会に提出しなければならない。

第253条

管区域・州政府は、自らが提出した管区域・州予算案を管区域・州議会が会計年度終了前に承認出来なかった場合、管区域・州議会が定めた最新の予算に含まれる通常支出の財源を使用する権利を有する。

管区域・州政府が徴収する租税

第254条

(1) 管区域・州は、付表5にある税金を法律に従って徴収し、管区域・州の財源として加えなければならない。

(2) 管区域・州は、管区域・州の財源を法律に従って使用しなければならない。

第255条

管区域・州政府は、憲法の規定に従い、付表2にある管区域・州議会が立法権を有する事項に関し、必要な法案を管区域・州議会へ提出することが出来る。

第256条

管区域・州政府は、

(1) 管区域・州政府機関及びその管轄下にある機関が憲法及び現行法の規定に従い機能することを確保すべく、当該機関に対する管理、指示、監督及び調査を行わなければならない。

(2) 管区域・州において業務を遂行している政府機関の機能に対する監督、調査、協力及び調整を法律に従って行うことが出来る。

第257条

管区域・州政府は、連邦国家公務員法に基づいて行われる事業もしくは連邦政府との調整を通じて行われる事業を履行するため、

(1) 必要に応じ、管区域・州レベルの公務員組織を設立することが出来る。

(2) 必要な数の職員を任命することが出来る。

第258条

管区域・州政府は、

(1) 管区域・州議会で可決された行政上の決議を状況に応じて履行の上、その措置に関す

る報告書を管区域・州議会に提出しなければならない。

(2) 管区域・州に関する事項全般に関する報告書を状況に応じて連邦政府及び管区域・州議会に提出しなければならない。

第259条

管区域・州政府は、連邦政府が状況に応じて割り振った事業を履行しなければならない。

管区域・州政府事務局

第260条

管区域・州政府の総合行政局長は、管区域・州政府の書記の職務を遂行する。さらに、管区域・州政府の総合行政局長を当該管区域・州政府の事務局とする。

管区域・州大臣

管区域・州大臣の任命

第261条

(1) 管区域・州統括大臣及び管区域・州大臣は、以下の要件を満たさなければならない。

(イ) 満35歳以上である者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ) 国家及び国民に対し忠誠心がある者

(2) 大統領は、管区域・州統括大臣を任命するため、

(イ) 当該管区域・州における管区域・州議会議員の中から、規定されている要件を満たす適切な者を1名選出しなければならない。

(ロ) 選出した管区域・州議会議員の氏名を管区域・州議会に提出し、承認を得なければならない。

(3) 大統領は、管区域・州議会の承認を得た議員を、当該管区域・州の統括大臣に任命する。

(4) 管区域・州議会は、管区域・州統括大臣が要件を満たしていないことを証明できない限り、大統領の指名する管区域・州統括大臣の任命を拒否する権利を有さない。

(5) 大統領は、管区域・州議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を管区域・州統括大臣として再度提出する権利を有する。

管区域・州大臣

管区域・州大臣の任命

第262条

(1) 管区域・州統括大臣は、

(イ) 当該管区域・州議会議員からであれ議員以外からであれ、第261条(1)項に定められた要件を満たす適切な人物を選出しなければならない。

(ロ) 治安及び国境地域に関する事項に関する任務を与えるために、国軍司令官に対し適切な軍人の指名を要求しなければならない。

(ハ) 当該管区域・州における自治地区・地域の指導組織より、当該組織の長たる者の名簿を得なければならない。

(ニ) 当該管区域・州における民族関係事項を処理するため選出された議員の名簿を当該選挙管理委員会より得なければならない。

(2) 管区域・州統括大臣は、自ら選んだ人物の名簿と国軍司令官の指名した軍人の名簿を合わせて管区域・州議会に提出し、承認を得なければならない。

(3) 管区域・州議会は、指名された管区域・州大臣が要件を満たさないことを証明出来ない限り、管区域・州統括大臣の指名する管区域・州大臣の任命を拒否する権利を有さない。

(4) 管区域・州統括大臣は、管区域・州議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を記載した名簿を管区域・州議会へ再提出することが出来る。

(5) 管区域・州統括大臣は、管区域・州大臣任命のため、管区域・州議会の承認を得た者、自治地区・地域の名簿及び民族関係事項を処理するため選出された議員の名簿を大統領に提出しなければならない。

(6) 大統領は、管区域・州統括大臣から提出された者を、当該管区域・州大臣に任命しなければならない。その際、所管する省庁を管区域・州統括大臣と協議した上で、定めなければならない。

(7) 大統領は、

(イ) 管区域・州大臣に任命された自治地区・地域の指導組織の長に対し、当該自治地区・地域の関連事項の処理に関する任務を与えなければならない。

(ロ) 民族関係事項を処理するため管区域・州大臣に任命された議員に対し、同事項の処理に関する任務を与えなければならない。

(8) 自治地区・地域の指導組織の長及び民族関係事項を処理するため選出された議員を管区域・州大臣に任命するに際し、大統領は、憲法に規定する年齢制限を減じて考慮することが出来る。

(9) 大統領は、管区域・州統括大臣と協議した上で自治地区・地域の関連事項及び民族関係事項を処理する大臣に対し、他の省庁を兼轄して任命することが出来る。

(10) 管区域・州統括大臣は、治安及び国境地域に関する事項以外を所管する管区域・州大臣に軍人を任命する際には、国軍司令官と協議を行い、当該管区域・州議会の承認を得て、大統領に提出しなければならない。

(11) 大統領は、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣の任命を、当該管区域・

州議会及び連邦議会に報告しなければならない。

(12)

(イ) 管区域・州統括大臣は、大統領に対し直接責任を負う。

(ロ) 管区域・州大臣は、管区域・州統括大臣に対し責任を負い、管区域・州統括大臣を通じて大統領に対しても責任を負う。

(13) 管区域・州統括大臣及び管区域・州大臣の任期は、原則として、大統領の任期と同一とする。

(14)

(イ) 管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、連邦大臣もしくは副大臣に任命された日をもって公務員を退職したものと見なされる。

(ロ) 国軍兵士は、管区域・州政府の治安及び国境問題を担当する管区域・州大臣に任命された後も、その職を辞職する必要がない。

管区域・州統括大臣及び大臣の弾劾

第263条

(1) 管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣は、以下の事由に該当する場合、弾劾される。

(イ) 国家に対する反逆行為

(ロ) 憲法違反

(ハ) 不良行為

(ニ) 憲法に規定する管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣たる資格の欠如

(ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行

(2) 上記の事由により管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣を弾劾する場合、当該管区域・州議会議員総数の4分の1以上が署名し、当該管区域・州議会議長に提出しなければならない。

(3) 当該管区域・州議会議長は、調査委員会を設置の上、弾劾事項に関する調査を行わなければならない。その際、調査作業の規模を見積もった上で、調査期間を定めなければならない。

(4) 弾劾を受けている管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣は、自らもしくは代理人を通じて反駁する権利を有する。

(5)

(イ) 管区域・州議会議長は、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣に対する弾劾

に関する調査結果を調査委員会より提出された場合、右を当該管区域・州議会に提出しなければならない。また、管区域・州議会議長は、当該管区域・州議会議員総数の3分の2以上が弾劾の正当性を認定した場合、当該決定を大統領に報告しなければならない。

(ロ) 大統領は、弾劾された管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣をその職から解職しなければならない。

(ハ) 弾劾が正しくないと当該管区域・州議会が認定した場合、管区域・州議会議長は、当該決定を大統領へ報告しなければならない。

管区域・州統括大臣及び大臣の辞職、解職及び空席の補充

第264条

(1) 管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣が任期終了前に何らかの理由により自らの意志で辞職する場合には、大統領に辞表を提出して辞職することが出来る。

(2) 大統領は、

(イ) 管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣が、与えられた義務を満足に果たし得ない時には、辞職するよう指示することが出来る。また、指示に従わない場合には、解職することが出来る。

(ロ) 措置をとらなければならない管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣が、国軍司令官の指名した大臣である場合には、国軍司令官と協議しなければならない。

(3) 大統領は、辞職、解任、死亡もしくは他の理由により管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣が空席となった場合、憲法規定に基づき新たな管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣を任命することが出来る。その際に任命される管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣の任期は、大統領の残余の任期と同一とする。

(4) 管区域・州統括大臣は及び管区域・州大臣の権利、義務及び特権を法律により制定する。

管区域・州法務長官

第265条

管区域・州法務長官を管区域・州法務長官 (Advocate-General) と呼ぶ。

管区域・州法務長官の任命

第266条

(1) 管区域・州統括大臣は、法律に関する助言を得るためもしくは法律に基づく任務を与えるため、管区域・州議会の承認を得た上で、議員もしくはその他から以下の要件を満たす者1名を管区域・州議会の承認を得て、大統領に提出する。

(イ) 満40歳以上の者

- (ロ) 年齢制限を除き、第 120 条にある人民院議員に求められる資格を満たす者
- (ハ) 第 121 条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者
- (ニ)

- (a) 管区域・州レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が 5 年以上の者又は県レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が 10 年以上の者

- (b) 高等裁判官としての実務経験が 15 年以上の者

- (ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(2) 管区域・州統括大臣は、当該管区域・州議会の承認を得た上で、管区域・州法務長官として任命する者を大統領へ提出し、大統領は当該人物を管区域・州法務長官として任命しなければならない。

(3) 大統領は、管区域・州法務長官が要件を満たしていないことを証明できない限り、管区域・州法務長官の任命を拒否する権利を有さない。

(4) 管区域・州統括大臣は、管区域・州議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を管区域・州法務長官として再度提出する権利を有する。

(5) 管区域・州法務長官は、当該管区域・州内閣の一員である。

(6) 管区域・州法務長官は、

- (イ) 管区域・州統括大臣を通じ、大統領に対し責任を負う。

- (ロ) 連邦法務長官及び管区域・州統括大臣に対しても責任を負う。

管区域・州法務長官の弾劾

第 267 条

管区域・州法務長官に対する弾劾は、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣に対する弾劾に関する第 263 条に基づき行われなければならない。

管区域・州法務長官の辞職、解任及び空席の補充

第 268 条

辞職、解任、後任の補充及び公務員の職を退職したものと見なすことに関して、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣に対して規定されている第 262 条(14) 項及び第 264 条にある規定は、管区域・州法務長官に対しても適用される。

第 269 条

管区域・州法務長官の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

管区域・州会計検査院長官

第 270 条

管区域・州会計検査院長官は、管区域・州会計検査院長官と呼ばれる。

管区域・州会計検査院長官の任命

第271条

(1) 管区域・州統括大臣は、当該管区域・州の支出を検査し、当該管区域・州議会に報告するため、議員もしくはそれ以外から以下の要件を満たす者1名を管区域・州議会の承認を得て、大統領に提出する。

(イ) 満40歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(ニ)

(a) 管区域・州レベル以上の会計検査員としての実務経験が5年以上の者もしくは県レベル以上の会計検査員としての実務経験が10年以上の者

(b) 国民登録証担当官もしくは認定証担当官としての実務経験が15年以上の者

(ホ) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(2) 管区域・州統括大臣は、当該管区域・州議会の承認を得た上で、管区域・州会計検査院長官として任命する者を大統領に提出し、大統領は当該人物を管区域・州会計検査院長官に任命しなければならない。

(3) 大統領は、管区域・州会計検査院長官が要件を満たしていないことを証明できない限り、管区域・州統括大臣が提出した管区域・州会計検査院長官の任命を拒否する権利を有さない。

(4) 管区域・州統括大臣は、管区域・州議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を管区域・州会計検査院長官として再度提出する権利を有する。

(5)

(イ) 管区域・州会計検査院長官は、管区域・州統括大臣を通じて大統領に対し責任を負う。

(ロ) 連邦会計検査院長官及び管区域・州統括大臣に対しても責任を負う。

管区域・州会計検査院長官の弾劾

第272条

管区域・州会計検査院長官に対する弾劾は、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣に対する弾劾に関する第263条に従い行われなければならない。

管区域・州会計検査院長官の辞職、解任及び空席の補充

第273条

辞職、解任、後任の補充及び公務員の職を退職したものと見なすことに関して、管区域・州統括大臣もしくは管区域・州大臣に対して規定されている第264条にある規定は、管区域・州法会計検査院長官に対しても適用される。

第274条

管区域・州会計検査院長官の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

自治地区・地域の指導組織

第275条

自治地区・地域の行政機関を、自治地区・地域の指導組織（leading body）と呼ぶ。

自治地区・地域の指導組織の設置

第276条

- (1) 自治地区・地域は、自区域としての地位は同一である。
- (2) 各自治地区・地域において指導組織を設置する。当該指導組織は、付表3に基づき分散委譲された立法権を行使する。
- (3) 自治地区・地域の指導組織は、最低10名の委員から構成するものとする。
- (4) 自治地区・地域の指導組織は、以下の者から構成される。
 - (イ) 自治地区・地域における地区より選出された管区域・州議会議員
 - (ロ) 治安もしくは国境地域に関する事項を処理するために国軍司令官が法律に従い指名した軍人代表
 - (ハ) 本項(イ)及び(ロ)の人物が選出した代表
- (5) 本条(4)項(イ)及び(ロ)に挙げられる自治地区・地域の指導組織の委員は、相互に協議して、自治地区・地域における地区より選出された管区域・州議会議員の中から適切な者1名を委員長に選出する。当該委員長の指名を管区域・州統括大臣を通じ、大統領へ提出しなければならない。
- (6) 大統領は、候補者を、自治地区・地域の指導組織の委員長に任命しなければならない。
- (7) 自治地区・地域の指導組織の委員長は、自動的に当該管区域・州大臣となる。従って、管区域・州大臣に適用される憲法規定は、当該指導組織の委員長に対しても適用される。
- (8) 当該自治地区・地域の指導組織の委員長及び委員は、
 - (イ) 既に管区域・州を得ている民族以外の少数民族の内、当該自治地区・地域において生活しており、人口10,000人以上を有する民族から第169条に定められた管区域・州議会議員の要件を満たす者を1名ずつ選出しなければならない。

(ロ) 自治地区・地域における委員が10名に満たない場合、最低10名を満たすため、当該自治地区・地域における住民の中から、管区域・州議会議員たる要件を満たす適切な者を必要なだけ選出しなければならない。

(9) 国軍司令官は、必要に応じ自治地区・地域の指導組織の委員総数の4分の1にあたる委員を、軍人から任命出来る。

(10) 国軍司令官が法律に従い、自治地区・地域の指導組織の委員として任命した軍人は、管区域・州議会議員の要件を満たさなければならない。

(11)

(イ) 自治地区・地域の指導組織の委員長は、当該組織の委員の名前を発表しなければならない。

(ロ) 自治地区・地域の指導組織の委員長は、当該管区域・州統括大臣に対し直接責任を負い、当該管区域・州統括大臣を通じて大統領に対しても責任を負う。

(ハ) 自治地区・地域の指導組織の委員は、当該組織の委員長に対し責任を負う。

(ニ) 自治地区・地域の指導組織の委員長及び委員の任期、措置、辞任、解職及び空席の補充は、法律でこれを定める。

(12) 自治地区・地域の指導組織の委員長及び委員の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

自治地区・地域の指導組織の自治権

第277条

この憲法の規定に反しない限り、自治地区・地域の指導組織の自治権は、以下の事項に及ぶ。

(1) 自治地区・地域の指導組織が立法権を有する事項

(2) 自治地区・地域の指導組織が、連邦議会により制定された法律に基づき履行する権限を有する事項

(3) 自治地区・地域の指導組織が、管区域・州議会により制定された法律に基づき履行する権限を有する事項

第278条

自治地区・地域の指導組織は、連邦政府が国家の安全、社会の平和・平穏及び法の支配の確保に向けた措置をとる際、連邦政府を補佐する責任を有する。

第279条

(1) 連邦政府の政策に反しない限り、自らの領土の開発計画を作成し、管区域・州政府と同計画に関する協議を行わなければならない。

(2) 年度予算案を作成し、憲法の規定に基づき管区域・州政府と協議を行い、承認を得なければならない。

(3) 管区域・州予算に含まれる財源を規定された方法に則り使用する権利を有する。

(4) 自らが提出した自治地区・地域の予算案を管区域・州議会が会計年度終了前に承認出来なかった場合、管区域・州議会が定めた最新の予算により認められる通常支出の財源を使用する権利を有する。

第280条

自治地区・地域の指導組織は、自らの領土において業務を遂行している公務員組織の機能に対し、法律に従い、監督及び調整を行うことが出来る。

第281条

自治地区・地域の指導組織は、自らの領土の状況全般に関する報告書を連邦政府及び州・管区域議会に提出しなければならない。

第282条

自治地区・地域の指導組織は、連邦政府及び管区域・州政府から状況に応じて割り振られた事業を履行しなければならない。

自治地区・地域の総合行政局

第283条

自治地区・地域の総合行政局長は、当該自治地区・地域の指導組織の書記として職務を遂行する。また、自治地区・地域の総合行政局を当該自治地区・地域の指導組織の事務局とする。

連邦直轄区域たるネーピードーの行政区分

第284条

(1) 連邦直轄区域たるネーピードーには、この憲法の効力が発生する日にネーピードー特別区域内に存在するすべての県及び郡が含まれる。

(2) 大統領は、連邦直轄区域たるネーピードーに存在する県及び郡を、必要に応じて再編することが出来る。

ネーピードー評議会の設置

第285条

(1) ネーピードー評議会委員長及び委員は以下の要件を満たさなければならない。

- (イ) 満35歳以上の者
- (ロ) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者
- (ハ) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者
- (ニ) 大統領が規定した他の要件を満たす者
- (2) 大統領は、
 - (イ) ネーピードー評議会を設置しなければならない。
 - (ロ) ネーピードー評議会委員長及び委員の要件を満たす人物を任命しなければならない。
 - (ハ) ネーピードー評議会において治安に関する事項を協議するため、国軍司令官が同評議会委員として指名した適切な軍人の名簿を受領しなければならない。
- (ニ) 法律に基づき、ネーピードー評議会委員長及び委員の数を必要に応じ定める。
- (3) ネーピードー評議会委員長は、大統領に対し直接責任を負い、同評議会委員は、同評議会委員長を通じて大統領に対し責任を負う。
- (4) ネーピードー評議会委員長もしくは同委員は、議員である場合、ネーピードー評議会委員長もしくは同委員に任命された日をもって議員を辞職したものと見なされる。
- (5) ネーピードー評議会委員長もしくは同委員は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、ネーピードー評議会委員長もしくは同委員に任命された日をもって公務員を退職したものと見なされる。
- (6) 国軍兵士は、ネーピードーの治安を協議するためネーピードー評議会委員長もしくは同委員に任命された後も、国軍を辞職する必要がある。
- (7) ネーピードー評議会委員長もしくは同委員は、政党党员である場合、ネーピードー評議会委員長もしくは同委員の職にある間、当該政党の活動に参加することが出来ない。

ネーピードー評議会委員長及び委員の任期、辞職、解職及び空席の補充

第286条

- (1)
 - (イ) ネーピードー評議会委員長及び委員の任期は、原則として大統領の任期と同一とする。
 - (ロ) ネーピードー評議会委員長もしくは同委員が任期終了前に何らかの理由により自らの意志で辞職する場合には、大統領に辞表を提出して辞職することが出来る。
 - (ハ) 大統領は、
 - (a) ネーピードー評議会委員長もしくは同委員が、与えられた義務を満足に果たし得ない時には、辞職するよう指示することが出来る。また、指示に従わない場合には、解職することが出来る。
 - (b) 措置をとらなければならない委員が、国軍司令官の指名した軍人である場合には、国軍司令官と協議しなければならない。

(二) 大統領は、辞職、解任、死亡もしくは他の理由によりネーपीドー評議会委員長もしくは同委員が欠けた場合、憲法規定に基づき新たなネーपीドー評議会委員長もしくは同委員を任命することが出来る。その際に任命されるネーピードー評議会委員長もしくは同委員の任期は、大統領の残余の任期と同一とする。

(2) ネーピードー評議会の設置並びに同評議会の委員長及び委員の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

ネーピードー評議会事務局

第 2 8 7 条

ネーピードーの総合行政局長は、ネーピードー評議会の書記として職務を遂行する。また、ネーピードーの総合行政局をネーピードー評議会の事務局とする。

県及び郡レベルの行政

第 2 8 8 条

県及び郡レベルの行政は、国家公務員に委任され、当該公務員によって遂行される。

区又は村落区レベルの行政

第 2 8 9 条

区又は村落区レベルの行政は、法律に従い、社会から尊敬を受ける高潔な人物に委任され、当該人物によって遂行される。

公務員

第 2 9 0 条

職員の任命、昇進、退職、規範の施行、公務規範の指定及び公務員への措置は法に従って行われなければならない。

第 2 9 1 条

国家公務員である国軍兵士の業務の性質は特別であるため、当該兵士に対しては国軍に関する法律に従った措置をとらなければならない。

第 2 9 2 条

国家公務員であるミャンマー警察職員の業務の性質が特別であることに鑑み、当該職員に関する個別の法律を制定しなければならない。

第6章「司法」

裁判所の設置

第293条

国家の裁判所を以下のとおり組織する。

- (1) 連邦最高裁判所、管区域・州高等裁判所、自治地区・地域裁判所、県裁判所、郡裁判所、法律に基づき設置された他の裁判所
- (2) 軍法会議
- (3) 憲法裁判所

連邦最高裁判所

連邦最高裁判所の設置

第294条

連邦に最高裁判所を1カ所設置する。連邦最高裁判所は、軍法会議及び憲法裁判所の裁判権を侵害しない範囲において、連邦における最高位の裁判所である。

連邦最高裁判所の基本的権能

第295条

- (1) 連邦最高裁判所は、以下の事項に関して、独自の司法権を有する。
 - (イ) 連邦が締結した国家間条約により生じるすべての事項
 - (ロ) 連邦政府と州・管区域政府の間で発生した紛争（但し、憲法に関する紛争を除く）
 - (ハ) 管区域同士及び州同士並びに管区域と州の間及び連邦領土と州・管区域の間で発生した紛争（但し、憲法に関する紛争を除く）
- (二) 法律で規定したその他の事項
- (2) 連邦最高裁判所は、連邦における最高位の裁判所であり、控訴に対する最終的な判決を下す裁判所でもある。
- (3) 連邦最高裁判所による判決は最終的なものであるため、当該判決に対し控訴する権利は認められない。
- (4) この憲法及び法律の規定に反しない限り、連邦最高裁判所は、州・管区域高等裁判所及び他の裁判所が出した判決を決定することが出来る控訴に関し、司法権を有する。
- (5) 連邦最高裁判所は、法律に基づく改正に関し、司法権を有する。

第296条

- (1) 連邦最高裁判所は以下の令状を発行する権限を有する。

(イ) 人身保護令状 (habeas corpus)

(ロ) 職務執行令状 (mandamus)

(ハ) 禁止令状 (prohibition)

(ニ) 勅令 (certiorari)

(ホ) 召喚状 (quo warrant)

(2) 国家緊急事態が宣言されている地域においては、令状発行に関する要請を停止しなければならない。

司法に関する予算

第297条

連邦最高裁判所は、この憲法の規定に従い、司法上の予算を連邦年度予算に関する法案に組み込むため、当該予算を連邦政府に提出する。

司法に関する報告

第298条

連邦最高裁判所長官は、状況に応じて、国家もしくは国民に関わる重要な司法状況を連邦議会もしくは人民院もしくは民族院に提出する権利を有する。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所判事の任命

第299条

(1) 連邦最高裁判所の長を、連邦最高裁判所長官と呼ぶ。

(2) 連邦最高裁判所において長官を含めた判事を7名以上11名以下任命することが出来る。

(3)

(イ) 大統領は、連邦最高裁判所長官として任命されるのに適切な人物の名簿を連邦議会に提示して承認を求めなければならない。

(ロ) 連邦議会は、連邦最高裁判所長官及び同判事が第301条で規定された要件を有さないことを証明出来ない限り、大統領が最高裁判所長官として任命すべく名簿に記載した人物を拒否する権利を有さない。

(ハ) 大統領は、連邦議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を記載した名簿を連邦議会へ再提出することが出来る。

(ニ) 大統領は、連邦議会の承認を得た人物を連邦最高裁判所長官として任命する。

(4)

(イ) 大統領は、連邦最高裁判所長官と協議の上、連邦最高裁判所判事として任命されるのに適切な人物を連邦議会へ提示して承認を求めなければならない。

(ロ) 連邦議会は、連邦最高裁判所長官及び同判事が第301条で規定された要件を有さないことを証明出来ない限り、大統領が連邦最高裁判所判事として任命するべく名簿に記載した人物を拒否する権利を有さない。

(ハ) 大統領は、連邦議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を記載した名簿を連邦議会へ再提出することが出来る。

(ニ) 大統領は、連邦議会の承認を得た人物を連邦最高裁判所判事として任命する。

第300条

(1) 連邦最高裁判所長官もしくは同判事は、政党政治活動を行ってはならない。

(2) 連邦最高裁判所長官もしくは同判事は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、連邦最高裁判所長官もしくは同判事に任命された日をもって公務員を退職したものと見なす。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所判事の要件

第301条

連邦最高裁判所長官及び同判事は以下の要件を満たさなければならない。

(1) 満50歳以上70歳以下の者

(2) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(3) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(4)

(イ) 管区域・州高等裁判所判事としての実務経験が5年以上の者

(ロ) 管区域・州レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が10年以上の者

(ハ) 高等裁弁護士としての実務経験が20年以上の者

(ニ) 権威ある著名な法律専門家として大統領が認める者

(5) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(6) 政党党员ではない者

(7) 議員ではない者

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所判事の弾劾

第302条

(1) 大統領、人民院及び民族院議員は、以下の事由に該当する連邦最高裁判所長官もしくは同判事を弾劾することが出来る。

(イ) 国家に対する反逆行為

(ロ) 憲法違反

- (ハ) 不良行為
 - (ニ) 憲法第 301 条に規定する連邦最高裁判所長官もしくは同判事たる資格の欠如
 - (ホ) 法律により与えられた責任の不履行
- (2) 大統領は、弾劾する場合、
- (イ) 連邦最高裁判所長官もしくは同判事に対する弾劾を連邦議会議長へ提出しなければならない。
 - (ロ) 連邦議会議長は、調査委員会を設置の上、法律に基づき弾劾事項に関する調査を行わなければならない。
 - (ハ) 調査委員会を設置する際、人民院及び民族院からそれぞれ同数の議員を委員として加え、右委員の中から適切な人物を委員長として任命しなければならない。
 - (ニ) 調査作業の規模を勘案し調査期間を定めなければならない。
 - (ホ) 大統領は、自ら又は代理人を通じて、調査委員会に対し自らが行う弾劾に関し説明することが出来る。また、関連の証拠及び証人を提示する権利を有する。
 - (ヘ) 弾劾の調査に際しては弾劾を受けている連邦最高裁判所長官及び同判事は、自ら又は代理人を通じて反駁する権利を有する。
 - (ト) 連邦議会議長は、調査委員会による調査結果を連邦議会にて報告しなければならない。
 - (チ) 連邦議会議長は、同議会議員総数の 3 分の 2 以上が弾劾の正当であり最高裁判所長官または同判事として引き続き職務を遂行することが不適切であることを決定した場合、当該決定を大統領に報告しなければならない。
 - (リ) 大統領は、弾劾された連邦最高裁判所長官または同判事をその職から解職しなければならない。
 - (ヌ) 弾劾は正当ではないとの決定を連邦議会が下した場合、連邦議会議長は当該決定を大統領へ報告しなければならない。
- (3) 人民院または民族院議員が弾劾を行う場合、
- (イ) 大統領または副大統領に対する弾劾は、第 71 条に基づいて行わなければならない。
 - (ロ) 最高裁判所長官または同判事に対する弾劾は正当であり、最高裁判所長官又は同判事として引き続き職務を遂行することが不適切であることを決定した場合、大統領は弾劾を受けた最高裁判所長官または同判事をその職から解職しなければならない。
 - (ハ) 弾劾は正当ではないことを議会が決定した場合、その議会の議長は同決定を大統領に報告しなければならない。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任期

第 303 条

連邦最高裁判所長官及び同判事は、以下の事由に該当しない限り、満 70 歳まで職務を継

続することが出来る。

- (1) 自らの意思による辞職
- (2) 憲法規定による弾劾
- (3) 法律に基づき指定する医師団の診断により、心身に異常をきたし職務を継続することが能力がないと判断されること
- (4) 死亡

第304条

連邦最高裁判所長官及び同判事の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

管区域・州高等裁判所

管区域・州高等裁判所の設置

第305条

すべての管区域・州に、管区域・州高等裁判所を設置する。

管区域・州高等裁判所の権能

第306条

管区域・州高等裁判所は、法律に基づき以下の司法権が付与される。

- (1) 初期の訴訟に対する判決
- (2) 控訴に対する判決
- (3) 改正に対する判決
- (4) 法律により規定された事項に対する判決

第307条

(1) 司法事項を所管するマンダレー管区域高等裁判所は、ネーピードーに所在する裁判所の高等裁判所である。

(2) 管区域・州内の区域が連邦直轄区域に指定された場合、司法事項を所管する当該管区域・州高等裁判所は、当該連邦直轄区域に所在する裁判所の高等裁判所である。

管区域・州高等裁判所長官及び判事の任命

第308条

- (1) 管区域・州高等裁判所の長を、管区域・州高等裁判所長官と呼ぶ。
- (2) 管区域・州高等裁判所において長官を含めた判事を3名以上7名以下任命することが

出来る。

(3)

(イ) 大統領は、連邦最高裁判所長官及び管区域・州統括大臣と協議した上で、当該管区域・州高等裁判所長官を指名するための名簿を当該管区域・州議会に提出しなければならない。また、管区域・州統括大臣は、連邦最高裁判所長官と協議した上で、当該管区域・州高等裁判所判事を指名するための名簿を当該管区域・州議会に提出しなければならない。

(ロ) 管区域・州議会は、大統領から指名された管区域・州高等裁判所長官もしくは管区域・州統括大臣から指名された管区域・州高等裁判所判事が第310条で規定された要件を満たさないことを証明出来ない限り、当該人物の任命を拒否する権利を有さない。

(ハ) 本項(ロ)に基づき管区域・州議会の承認が得られなかった人物に代わる新たな人物を記載した名簿を管区域・州議会へ再提出する権利が認められる。

(ニ) 大統領は、管区域・州議会の承認を得た人物を管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事として任命する。

第309条

(1) 管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事は、政党政治活動を行ってはならない。

(2) 管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事は、公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事に任命された日をもって公務員を退職したものと見なす。

管区域・州高等裁判所長官及び判事の要件

第310条

連邦最高裁判所長官及び同判事は以下の要件を満たさなければならない。

(1) 満45歳以上65歳以下の者

(2) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者

(3) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者

(4)

(イ) 管区域・州高等裁判所判事としての実務経験が5年以上の者または県レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が10年以上の者

(ロ) 高等裁弁護士としての実務経験が15年以上の者

(ハ) 著名で権威のある法律専門家として大統領が認める者

(5) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

(6) 政党黨員ではない者

(7) 議員ではない者

管区域・州高等裁判所長官及び判事の弾劾

第311条

(1) 連邦最高裁判所長官及び同判事は、以下の事由に該当する場合、弾劾される。

(イ) 国家に対する反逆行為

(ロ) 憲法違反

(ハ) 不良行為

(ニ) 第310条に規定する管区域・州高等裁判所長官または判事たる資格の欠如

(ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行

(2) 大統領は管区域・州高等裁判所長官に対する弾劾を行う必要があるとき、及び管区域・州統括大臣は管区域・州高等裁判所判事に対する弾劾を行う必要があるときには、当該弾劾を管区域・州議会議長へ提出しなければならない。

(3) 管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事を弾劾する場合、当該管区域・州議会議員総数の4分の1以上が署名し、当該管区域・州議会議長に提出しなければならない。

(4) 管区域・州議会議長は、調査委員会を設置の上、弾劾事項に関する調査を行わなければならない。その際、調査作業の規模を勘案した上で、調査期間を定めなければならない。

(5)

(イ) 大統領もしくは管区域・州統括大臣が弾劾する場合、調査委員会を管区域・州議会議員から構成し、その中から適切な人物1名を委員長として任命しなければならない。

(ロ) 大統領もしくは管区域・州統括大臣は、自らもしくは代理人を通じて、調査委員会に対し当該弾劾に関し説明することが出来る。また、関連の証拠及び証人を提示する権利を有する。

(6) 弾劾を受けている人物は、自らもしくは代理人を通じて反駁する権利を有する。

(7) 管区域・州議会議長は、調査委員会による調査結果を管区域・州議会にて報告しなければならない。

(8) 管区域・州議会議長は、同議会議員総数の3分の2が管区域・州高等裁判所長官または判事に対する弾劾は正当であり、管区域・州高等裁判所長官または判事として引き続き職務を遂行することが不適切であることを決定した場合、管区域・州高等裁判所長官については当該決定を大統領に、また管区域・州高等裁判所判事については、当該決定を管区域・州統括大臣に報告しなければならない。管区域・州統括大臣は当該報告事項を大統領に提出しなければならない。

(9) 大統領は、弾劾された管区域・州高等裁判所長官もしくは同判事をその職から解職しなければならない。

(10) 管区域・州高等裁判所長官に対する弾劾が正しくないとの決定を管区域・州議会が下した場合、関係する議院議長は当該決定を大統領へ報告しなければならない。また、管区域・州高等裁判所判事に対する弾劾が正しくないとの決定を管区域・州統括大臣へ報告しな

ければならない。

管区域・州高等裁判所長官及び同判事の任期

第312条

管区域・州高等裁判所長官及び同判事は、以下の事由に該当しない限り、満65歳まで職務を継続することが出来る。

- (1) 自らの意思による辞職
- (2) 憲法規定による弾劾
- (3) 法律により指定する医師団の診断により、心身に異常をきたし職務を継続することが不適切であると判断されること
- (4) 死亡

第313条

管区域・州高等裁判所長官及び同判事の義務、権利及び特権は、法律でこれを定める。

管区域・州高等裁判所管轄の下級裁判所

第314条

管区域・州高等裁判所の下に、以下の下級裁判所を設置する。

- (1) 管区域・州内に自治区域が存在しない場合、
 - (イ) 県裁判所
 - (ロ) 郡裁判所
- (2) 管区域・州内に自治地区が存在する場合
 - (イ) 自治地区内に、
 - (a) 自治地区裁判所
 - (b) 郡裁判所
 - (ロ) 自治地域内に、
 - (a) 自治地域裁判所
 - (b) 郡裁判所
 - (ハ) 他の地域に、
 - (a) 県裁判所
 - (b) 郡裁判所
- (3) 連邦直轄区域に、
 - (イ) 県裁判所
 - (ロ) 郡裁判所

(4) 法律により定められた他の裁判所

県裁判所及び郡裁判所の権能

第315条

県裁判所及び自治地区・地域裁判所は、法律に基づき、初期の刑事訴訟及び民事訴訟並びに控訴及び改正並びに法律により規定された事項に関する司法権を有する。

第316条

郡裁判所は、法律に基づき、初期の刑事訴訟及び民事訴訟並びに法律により規定された事項に関する司法権を有する。

第317条

法律に基づき任命された裁判官は、この憲法及び他の法律に基づき設立された裁判所において、連邦全土における司法事項を処理しなければならない。

第318条

(1) 管区域・州高等裁判所所管の裁判所判事の任命、司法権の委譲、義務、権利、特権の決定は、法律に基づき、これを行う。

(2) 連邦最高裁判所、管区域・州高等裁判所及び他の裁判所の職員を含む組織、義務、権利及び特権の決定は、法律に則り、これを行う。

軍法会議

第319条

第293条(2)項に基づき、軍法会議を憲法及びその他の法律にて組織し、国軍兵士の裁判を行わなければならない。

憲法裁判所

憲法裁判所の設置

第320条

憲法裁判所は議長を含む9名から構成される。

第321条

大統領により指名された3名、人民院議長により指名された3名及び民族院議長により指名された3名の合計9名及びその中から憲法裁判所議長に指名された人物の名簿は、連邦議

会に提出され、連邦議会の承認を得なければならない。

憲法裁判所の役割

第322条

憲法裁判所は以下の役割を果たすものとする。

- (1) 憲法規定の解釈
- (2) 連邦議会、管区域・州議会若しくは自治地区・地域が制定した法律の合憲性の精査
- (3) 連邦、管区域、州及び自治地区・地域における行政措置の合憲性の精査
- (4) 連邦、管区域、州及び自治地区・地域の間で発生した憲法に関する論争に決定を下すこと
- (5) 連邦、管区域、州及び自治地区・地域が連邦法の実施においてそれぞれが有する権利・義務に関する論争に決定を下すこと
- (6) 大統領が通告した連邦直轄区域に関する事項の審査及び決定
- (7) 連邦議会が制定した法律に基づく任務

憲法裁判所の決定に関する効力

第323条

裁判所が事案を審理している最中に法律規定の合憲性に関する論争が起こり、憲法裁判所が右論争に対する判決を下していない場合には、裁判所は当該事案の審理を中断の上、法律規定の合憲性に関する自らの意見を規定された方法により憲法裁判所へ提出しなければならない。また、当該論争に対する憲法裁判所の判決はすべての事例に適用される。

第324条

憲法裁判所の判決は最終的なものである。

憲法裁判所による法の解釈、決定及び意見の請願

第325条

以下に該当する人物は、憲法裁判所による法の解釈、決定及び意見に関し、憲法裁判所に直接請願する権利を有する。

- (1) 大統領
- (2) 連邦議会議長
- (3) 人民院議長
- (4) 民族院議長
- (5) 連邦最高裁判所長官
- (6) 連邦選挙管理委員会委員長

第326条

以下に該当する人物または組織は、憲法裁判所による法の解釈、決定及び意見に関して、規定された手続きに従い、憲法裁判所に請願する権利を有する。

- (1) 管区域・州統括大臣
- (2) 管区域・州議会議長
- (3) 自治地区・地域指導組織議長
- (4) 連邦議会議員総数の10%以上の議員団

憲法裁判所議長及び委員の任命

第327条

大統領は、連邦議会の承認を得た憲法裁判所の議長及び委員を任命する。

第328条

連邦議会は、憲法裁判所の委員として大統領から指名された人物の不適格性を証明出来ない限り、当該人物の任命を拒否する権利を有さない。

第329条

大統領は、憲法の規定に基づき、連邦議会の承認が得られず空席となっている憲法裁判所委員を新たに指名の上、当該人物の名簿を連邦議会へ再提出する権利を有する。

第330条

憲法裁判所委員は、

- (1) 議員である場合、憲法裁判所委員に任命された日に議員を辞職したものと見なされる。
- (2) 公務員である場合、現行の公務員規定に基づき、憲法裁判所委員に任命された日に公務員を退職したものと見なされる。
- (3) 政党の党员である場合、憲法裁判所委員の任期中は、当該政党の活動に参加してはならない。

第331条

憲法裁判所委員は、任期満了前の辞任を自ら希望する場合、大統領へ辞表を提出し辞職することができる。

第332条

大統領は、ある特定の理由により憲法裁判所委員に空席が生じた場合、この憲法の規定に

基づき新たな委員を任命することが出来る。

憲法裁判所委員の要件

第333条

大統領、人民院議長及び民族院議長は、議員もしくは議員ではない人物の中から以下の要件を満たす人物を3名ずつ選出する。

- (1) 50歳に達した者
- (2) 年齢制限を除き、第120条にある人民院議員に求められる資格を満たす者
- (3) 第121条にある人民院議員の被選挙権を喪失させるような規定に抵触しない者
- (4)
 - (イ) 管区域・州高等裁判所判事としての実務経験が5年以上の者
 - (ロ) 管区域・州レベル以上の裁判官もしくは法務官としての実務経験が10年以上の者
 - (ハ) 高等裁弁護士としての実務経験が20年以上の者
 - (ニ) 権威ある著名な法律専門家として大統領が認める者
- (5) 政党黨員ではない者
- (6) 議員ではない者
- (7) 政治、行政、経済及び安全保障に見識を有する者
- (8) 国家及び国民に対する忠誠心を有する者

憲法裁判所議長及び委員の弾劾

第334条

- (1) 憲法裁判所議長及び委員は、以下の理由に基づき弾劾され得る。
 - (イ) 国家に対する反逆行為
 - (ロ) 憲法違反
 - (ハ) 不良行為
 - (ニ) 第333条に規定する憲法裁判所委員としての資格の欠如
 - (ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行
- (2) 憲法裁判所議長及び委員への弾劾は、連邦最高裁判所長官もしくは同判事への弾劾に関する大302条に基づいて行われなければならない。

憲法裁判所の任期

第335条

憲法裁判所の任期は連邦議会同様5年とする。但し、任期終了後であっても、大統領がこの憲法に基づき新たな憲法裁判所を設立するまでは、引き続きその任務を遂行するものとする。

第336条

憲法裁判所の構成・関係及び憲法裁判所議長及び同委員の権利、義務及び特権は法律により規定される。

第7章「国軍」

第337条

国軍は、国防のために最も肝要な軍隊である。

第338条

武器を保持するすべてのミャンマー国内の組織は、国軍の指揮下に置かれなければならない。

第339条

国軍は、あらゆる国内外の危険からミャンマー連邦を守る際、主導的な役割を果たす義務を有する。

第340条

国軍は、国防・治安評議会の同意に基づき、国防のために全国民の動員計画をたてる権利を有する。国軍が主導し国民全体の軍事戦略を策定しなければならない。

第341条

国軍は、国家及び国民を脅かす危機がミャンマー国内で発生した際、国民を支援する義務を有する。

第342条

大統領は、国防・治安評議会の提案と承認により、国軍司令官を任命する。

第343条

軍法会議は、

- (1) 国軍兵士の組織または個人に対して法律に基づき執行される。
- (2) 国軍司令官による決定が最終的なものとなる。

第344条

負傷及び死亡または戦死した国軍兵士の家族を支援するため法律を規定しなければならない。

第8章「国民の権利・義務」

第345条

以下の要件のいずれかを満たすすべての者は、ミャンマー連邦の国民である。

- (1) ミャンマー連邦の国民たる両親より出生した者
- (2) この憲法が発効した日に、当該人物が現行法に基づき国民としての権利が付与されていること

第346条

国籍、帰化及び国籍取消に関する事項は、法律の定めるところによる。

第347条

国家は、すべての国民に対し、法の下で平等な権利を与えなければならない。また法的保護を受ける権利も平等に与えねばならない。

第348条

国家は、如何なるミャンマー連邦の国民に対しても、民族、出生、宗教、社会的地位、身分、文化、性別及び貧富に基づく差別を行ってはならない。

第349条

国民は、以下の分野において平等な権利を享受するものとする。

- (1) 公務員によるサービス
- (2) 職業

- (3) 貿易
- (4) 営利事業
- (5) 技術教育を受け、技術職に就くこと
- (6) 学術、科学技術の探求

第350条

女性は、同様の職種においては、男性と同等の権利を享受し、同等の給与を得る権利を有する。

第351条

母親、子供及び妊娠中の女性は、法律に規定されている権利を享受する。

第352条

国家は、職務及び公務員の任命に際し、如何なるミャンマー国民に対しても、当該人物がその職務に就くための規定された要件を満たしている限り、民族、出生、宗教、性別に基づき、差別もしくは優遇してはならない。但し、本規定は、男性のみが就くことが適切な地位に男性のみを任命することを妨げるものではない。

第353条

法律に基づき実施する場合を除き、如何なる国民の生命及び自由を脅かすことがあってはならない。

第354条

国家の治安、法の支配、社会の平和又は国民の道徳のために規定された法律に反しない限り、すべての国民は以下の権利を自由に行使する権利を有する。

- (1) 自らの信念及び意見を自由に表現する権利
- (2) 武力を用いず平和裡に集会を行う権利
- (3) 結社の権利
- (4) 民族もしくは宗教による偏見を受けることなく、自らの言語、文学、文化、自らが信仰する宗教、習慣を自由に発展させる権利

第355条

すべての国民は、法に基づき、連邦内のあらゆる場所に定住及び移住する権利を有する。

第356条

国家は、すべての国民が合法的に取得した流動資産及び固定資産を法に基づき保護しなければならない。

第357条

国家は、この憲法の規定に反しない範囲において、国民の居住地周辺、財産及びすべての通信手段の安全を保護する義務を有する。

第358条

国家は、奴隷制度及び人身取引を禁止する。

第359条

国家は、法律違反をした受刑者に対する懲罰としての労働及び国民の利益のために国家が法に基づき課した任務を除いては、強制労働を禁止する。

第360条

- (1) 経済・財政・政治もしくは他の世俗的な活動と関わりのある宗教活動は、第34条にある宗教の自由に含まれない。
- (2) 宗教の自由は、国家による社会福祉及び改革を目的とした法律の制定を妨げるものではない。

第361条

国家は、仏教を大多数のミャンマー国民が信仰する宗教として承認する。

第362条

国家は、憲法が発効した日に、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教及び精霊信仰もミャンマー国内に存在する宗教として承認する。

第363条

国家は、国家が承認した宗教を可能な限り支援し、保護する。

第364条

政治目的で宗教を濫用してはならない。また、民族・宗教間の憎悪、敵対心もしくは不和を引き起こすことを意図した、もしくは右を引き起こし得る行為は、この憲法に反するもの

であり、処罰の対象として法律を制定することができる。

第365条

すべての国民は、法律に従い、自らが大切にしている文学、文化、芸術、慣習を自由に発展させる権利を有する。但し、その際には、民族の団結に害を及ぼすことを避けなければならない。また、右行為が民族の利益に悪影響を及ぼす場合は、関係者同士での協議を経て互いに了承した上で行うものとする。

第366条

すべての国民は、ミャンマー連邦が定めた教育に関する基本方針に従い、

- (1) 学習する権利を有する。
- (2) 法律に規定された義務教育を受けなければならない。
- (3) 科学研究、文学及び芸術の発展に向けた創造と研究及び自由な文化研究の権利を有する。

第367条

すべての国民は国家が定めた保健に関する基本方針に従い、医療サービスを受ける権利を有する。

第368条

国家は、優れた教養を持つ国民に対し、民族、宗教及び性別に基づく差別を行わず、当該人物の資格に基づき、支援を行う。

第369条

- (1) すべての国民は、この憲法及び関連法に反しない限り、人民院、民族院、管区域・州議会の選挙権及び被選挙権を有する。
- (2) 有権者は、法律に従い、議員の解職を求める権利を有する。

第370条

国民は、法律に従い国家の経済発展を目的とした経済活動を国内で自由に行う権利を有する。

第371条

国家は、国家の経済発展のために技術、投資、機械及び原材料等を得られるよう支援しなければならない。

第372条

国家は、国民が憲法に反することなく経済活動を行う際、財産を所有し行使する権利及び知的創造の権利ならびに著作権を保障する。

第373条

何人も、罪を犯した場合、当該時点で発効していた関連法のみに基づき判決を受け、その法律により規定される限度を超えた刑を受けない。

第374条

何人も、管轄裁判所から判決を受けるまたは最終的に刑を免れた後に、再度取り調べを受けることはない。但し、上級裁判所がこれらの判決を取り消し、事件の再審を命じた場合には、その限りではない。

第375条

訴追された人物は、法に従い、反論する権利を有する。

第376条

何人も、国家の安全もしくは法の支配もしくは国民の平和と利益のための法に基づく予防措置が必要な事例又は現行法により許可される事例を除いては、司法管轄権のある判事による再拘留命令なしに、24時間を超えた拘束を受けない。

第377条

すべての国民は、本章で保障された権利を享受するため、関連規定に基づき、連邦最高裁判所での審議を求める権利を有する。

第378条

(1) 本章により認められる権利を申請する事案において、連邦最高裁判所は適切な方法により、以下の令状を発行する権限を有する。

(イ) 人身保護令状

(ロ) 職務執行令状

(ハ) 禁止令状

(ニ) 勅令

(ホ) 召喚状

(2) 連邦最高裁判所が令状を発行する権利は、現行法に基づき他の裁判所が右令状と同様

の内容の命令を下す権利を妨げるものではない。

第379条

以下の事態が発生している場合、国民の治安のために必要な事例を除き、第377条で規定された権利を要求する権利を停止してはならない。

- (1) 戦争
- (2) 外国による侵略
- (3) 暴動

第380条

外国との関わりを有するすべての国民は、国内外において国家による保護を求める権利を有する。

第381条

法律により与えられた国民による苦情申し立ての権利は、以下の事態が発生している場合を除き、拒否されてはならない。

- (1) 外国による侵略
- (2) 暴動
- (3) 緊急事態

第382条

本章で規定されている公共の秩序と規律を維持する任務を負っている国軍兵士に関する権利の一部に関し、制限もしくは廃止が必要な場合、法律制定によってのみ、それを為すものとする。

第383条

すべての国民は、以下の事項を遵守する義務を有する。

- (1) 連邦の分裂阻止
- (2) 民族の団結
- (3) 国家主権の堅持

第384条

すべての国民は、憲法の規定を遵守する義務を有する。

第385条

すべての国民は、ミャンマー連邦の独立、国家主権及び領土を守る義務を有する。

第386条

すべての国民は、法の規定に従い、軍事訓練を受け、軍務に服する義務を有する。

第387条

すべての国民は、連邦精神に基づき、民族間の団結、社会の平和及び安定に向け努力する義務を有する。

第388条

すべての国民は、近代的かつ発展した国家を築く義務を有する。

第389条

すべての国民は、法律に基づき、納税の義務を有する。

第390条

すべての国民は、国家が行う以下の事業に貢献する義務を有す。

- (1) 国家文化遺産の維持及び保護
- (2) 環境保全
- (3) 人材育成
- (4) 公共物の保護

第9章「選挙」

議員の選出

第391条

議員選出の際、

- (1) すべての国民は、選挙実施日の時点で満18歳に達し、法律により投票資格を喪失していない限り、投票権を有する。
- (2) 法律に基づき投票権を有するすべての国民は、各選挙区において議員1名に対し1票のみ投じる権利を有する。
- (3) 憲法の規定に基づき投票権を有する少数民族関係者は、管区域・州議会の少数民族代表の選出についても、投票権を有する。

(4) 無記名投票を行うものとする。

第392条

以下に該当する人物には投票権を認めないものとする。

- (1) 宗教事業の従事者
- (2) 服役中の者
- (3) 関連法に基づき精神障害者であると判断される者
- (4) 貧民宣告を受け、未だ右宣告を解除されていない者
- (5) 選挙法に基づき投票を禁じられている者

第393条

候補者は1回の選挙において、

- (1) 1つの議会のみにおいて選出される権利を有する。
- (2) 1つの選挙区のみにおいて立候補する権利を有する。

第394条

(1) 連邦直轄区域もしくは連邦議会が法律の規定に基づき認める連邦直轄区域に居住する有権者は、人民院及び民族院の議員のみを選ぶ権利を有する。

(2) 管区域・州議会議員は、連邦議会が法律の規定に基づき連邦直轄区域として認めた区域の選挙区で選出された場合、法律で別途定められていない限り、管区域・州議会議員の職務を継続することが出来ない。

第395条

すべての国民は、この憲法及び選挙法の規定に基づき資格を喪失していない限り、議会選挙に立候補する権利を有する。

議員の解職

第396条

(1) 議員は、以下の理由に基づき解職され得る。

- (イ) 国家に対する反逆行為
- (ロ) 憲法違反
- (ハ) 不良行為

(ニ) 憲法に規定する議員資格の欠如

(ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行

(2) 解職の対象となる議員に関する告訴は、当該選挙区の有権者の1%以上により、連邦

選挙管理委員会に対し行われなければならない。

(3) 連邦選挙管理委員会は、法律に従い、告訴に関する調査を行わなければならない。

(4) 告訴に関する調査が行われている間、当該議員は、自らまたは代理人を通じて反駁する権利を有する。

(5) 連邦選挙管理委員会は、告訴が事実であり、当該議員に職務を継続させるべきではないと判断した場合、法律に基づく措置をとらなければならない。

第397条

連邦議会は、議員の選挙及び解職に関する所要の法律を定める。

連邦選挙管理委員会

第398条

(1) 大統領は、連邦選挙管理委員会を組織する。その際、大統領は、憲法に規定されている連邦大臣の任命に関する規定に従い、連邦選挙管理委員会委員長を含む5名以上の委員を任命することが出来る。

(2) 連邦選挙管理委員会の委員長及び委員は、以下の要件を満たす者でなければならない。

(イ) 満50歳以上の者

(ロ) 年齢制限を除き、人民院議員に求められる資格を満たす者

(ハ)

(a) 連邦最高裁長官、連邦最高裁判事、州・管区域高等裁判事又はこれらと同等の地位における実務経験が5年以上の者

(b) 州・管区域レベル以上の裁判官または法務官としての実務経験が10年以上の者

(c) 高等裁弁護士としての実務経験が20年以上の者

(d) 大統領が権威ある著名な人物として見なす者

(ニ) 品位あり経験豊富な者

(ホ) 人民院議員として立候補する権利を認めない規定に抵触しない者

(ヘ) 国家と国民に対する忠誠心を有する者

(ト) 政党党员ではない者

(チ) 議員ではない者

(リ) 給与・手当が支払われる他の地位に就いていない者

連邦選挙管理委員会の権能

第399条

連邦選挙管理委員会は以下の業務を行う。

(1) 議会選挙の実施

- (2) 議会選挙の監督並びに全国各レベルの小委員会の結成及び監督
- (3) 選挙区の指定及び修正
- (4) 投票者名簿の作成
- (5) 自然災害もしくは治安状況により自由で公正な選挙を実施出来ない選挙区における選挙の変更
- (6) 憲法規定に基づく選挙・政党に関する手続法の公布並びに関係法に基づく手続き及び指示の公布
- (7) 選挙に関する紛争の解決を目的とした選挙法廷の設置
- (8) 法に基づき任命された職務の遂行

連邦選挙管理委員会委員長及び同委員の弾劾

第400条

- (1) 大統領は、連邦選挙管理委員会委員長もしくは同委員は、以下の理由に基づき弾劾することができる。
 - (イ) 国家に対する反逆行為
 - (ロ) 憲法違反
 - (ハ) 不良行為
- (二) 憲法に規定する要件の欠如
- (ホ) 法律に基づき与えられた責任の不履行
- (2) 連邦最高裁長官もしくは同判事は弾劾に関して、憲法規定に従った措置を取らなければならない。

第401条

- (1) 現職の連邦選挙管理委員会の委員長及び委員は、健康状態又はその他の理由による辞任を自ら希望する場合、大統領に辞表を提出して、辞任することが出来る。
- (2) 大統領は、連邦選挙管理委員会の委員長及び委員が辞職、解職、死亡又はその他の理由により空席となった場合、憲法中の連邦大臣任命に関する規定に従い、新たな委員長又は委員を任命することが出来る。
- (3) 公務員は、連邦選挙管理委員会の委員長又は委員に任命された場合、現行の公務員法に基づき、その日をもって公務員を退職したものと見なす。

連邦選挙管理委員会の決定及び措置

第402条

以下の事項に関する連邦選挙管理委員会の決定及び措置は最終的なものである。

- (1) 選挙に関する手続

- (2) 選挙議席の決定・指令に関する控訴及び修正
- (3) 政党法に基づく措置が取られる事項

第403条

連邦選挙管理委員会の委員長及び委員の責任、権限及び権利は、法律により定められる。

第10章「政党」

政党の結成

第404条

政党は、

- (1) 連邦の分裂阻止、民族の団結及び国家主権の堅持を目的としなければならない。
- (2) 国家の恩義を尊重しなければならない。

第405条

政党は、

- (1) 規律ある真の複数政党制民主主義を受け入れ実践しなければならない。
- (2) この憲法及び現行法を遵守しなければならない。
- (3) 政党として合法的に登録されなければならない。

第406条

政党は、国内法に基づき、

- (1) 自由に活動を行う権利を有する。
- (2) 選挙に参加する権利を有する。

政党の解党

第407条

以下の事由に該当する場合、政党は存立することが認められない。

- (1) 現行法に基づき、非合法組織として認定された場合
- (2) 国家への反乱を企てる武装反乱組織もしくは政府がテロ組織として認定した組織や個人、もしくは非合法組織として認定した組織を直接的であれ、間接的であれ、連携し又は支援した場合
- (3) 外国の政府、宗教組織、その他の組織もしくは個人から、直接的であれ、間接的であ

れ、金銭的・物質的支援もしくはその他の支援を受けた場合
(4) 政治的目的のため宗教を悪用した場合

第408条

決定権を有する組織が、第407条の事由に抵触していることを摘発した場合、当該政党の登録を抹消しなければならない。

第409条

連邦議会は政党に関する必要な法律を制定しなければならない。

第11章「国家緊急事態」

第410条

大統領は、管区域・州、連邦直轄区域及び自治地区・地域において、行政機能を憲法に基づき執行できないと判断した場合、または関係機関よりその旨通報があった場合、国防・治安評議会と協議を行った後、法的効力を有する指令を発出し、緊急事態を宣言することが出来る。

第411条

大統領は、第410条に従い緊急事態を宣言する際、

(1) 当該管区域・州及び自治地区・地域における行政権を行使する権利を有する。適切な関係機関を設立し、当該機関に対しに対し、又は適切な人物に委任することも出来る。

(2) 本条(1)項のとおり実施している期間、当該管区域・州及び自治地区・地域が立法権を有する事項の内、行政事項のみに関する立法権を必要に応じて行使する権限を有する。しかし如何なる組織及び人物に対しても立法権を委任することは出来ない。

第412条

(1) 大統領は、管区域・州、連邦直轄区域及び自治地区・地域において、住民の生命と財産に危害を及ぼす緊急事態が発生した場合又は右が発生するであろうと判断する十分な理由がある場合、国防・治安評議会と協議を行った上で、法的効力を有する指令を発出し、緊急事態を宣言することが出来る。

(2) 大統領は、本条(1)項の国防・治安評議会との協議の際、同評議会の委員全員が揃

わない場合、同評議会の委員である国軍司令官、国軍副司令官、国防大臣及び内務大臣との調整を経て、即時に緊急事態を宣言することが出来るが、その後、右宣言を可及的速やかに国防・治安評議会に提出し承認を得なければならない。

第413条

大統領は、第412条の緊急事態宣言に関連し、

- (1) 緊急事態宣言が発せられた地域の速やかな原状回復に向けた活動を当該地域の地方行政団体及び市民団体が現行法に基づき効率的に行うことを確保するため、国軍の支援を得ることが出来る。
- (2) 必要に応じ、戒厳令を発出することが出来る。また、大統領は、国軍司令官に委譲される行政権及び平和と法の支配に関連する司法権を戒厳令期間中に定めなければならない。国軍司令官は、委譲された権力を自ら行使するか、もしくは適切な国軍関係者に行使させることが出来る。

第414条

大統領は、法的効力を有する大統領令（ordinance）を発出し、緊急事態宣言を行う際、

- (1) 大統領令が適用される地域及び期間を特定しなければならない。
- (2) 必要に応じ、緊急事態宣言が適用される地域に居住している住民の基本的権利に関する規定を制限もしくは停止することが出来る。

第415条

大統領は、緊急事態を宣言した後、第410条、第411条、第412条及び第413条に基づいて取る措置に関し、第212条（2）項、（4）項及び（5）項に従った行動をとらねばならない。

第416条

第415条に基づき、連邦議会が、大統領の提出した措置を承認し、かつ大統領令の期間延長も承認した場合、大統領令は延長が認められた期日までの間効力を有する。

第417条

大統領は、国家主権を暴動、テロ等の非合法かつ強制的手段を用い奪取しようとする企てが存在する場合、又は、連邦・国民の分裂及び国家主権の喪失を引き起こす緊急事態が発生した場合若しくは右が発生するであろうと判断する十分な理由がある場合、国防・治安評議会と協議の上、大統領令を発出し、国家緊急事態を宣言することが出来る。大統領令には、大統領令が国家全土に法的効力を及ぼし、その公布日より1年間法的効力を有する旨、規定

しなければならない。

第418条

- (1) 大統領は、第417条の国家緊急事態を宣言する際、国軍司令官が国内の速やかな原状回復に向けた必要な措置を取れるよう、立法・行政・司法の各権を国軍司令官に委譲する旨宣言しなければならない。その宣言がなされた日をもって、すべての議会は立法機能を停止し、議会は自動的に解散したものと見なす。
- (2) 憲法に基づき議会の承認を得て任命された組織及び自治地区・地域の指導組織に所属するすべての関係者は、大統領及び副大統領を除いて、国権が国軍司令官に委譲された日をもって、職務を停止されたものと見なされる。

第419条

国権を委譲された国軍司令官は、立法・行政・司法の各権を行使する権限を有する。国軍司令官は、自ら立法権を行使するか、立法権を行使するための自らが一員である組織を結成することが出来る。また、行政権及び司法権に関しては、適切な組織又は人物に委譲することが出来る。

第420条

国軍司令官は、国家緊急事態が宣言されている間、必要に応じて国民の基本的権利に関する法律を制限又は停止することが出来る。

第421条

大統領は、

- (1) 第417条及び第418条に基づき国家緊急事態を宣言し、連邦議会会期中の場合は連邦議会において、国軍司令官への国権委譲に関する提議を行わなければならない。また、連邦議会が会期中でない場合には、緊急会期を召集の上、本件に関する提議を行わなければならない。
- (2) 国軍司令官が自らに委譲された任務を達成出来ていないことを理由に、国権委譲期間延長に関する申し立てを行った場合、通常、右期間を1回につき6ヶ月間、最大2回まで延長することが出来る。国権委譲期間延長に関する提議は、連邦議会緊急会期を召集した上で行われなければならない。

第422条

大統領は、国軍司令官が自らに委譲された任務を達成したとの報告を受けた後、第418条に基づく国軍司令官への国権委譲に関する指令を無効化する旨宣言しなければならない。

当該指令の無効化は、連邦議会が終了していなければ連邦議会の緊急会期を召集して報告した日に行われ、連邦議会が終了した場合には国軍司令官から報告を受けた日に行われる。

第423条

大統領は、第422条の国軍司令官からの報告を受けた後、連邦議会が終了していない場合は、議会の立法機能の一時停止を解除した上で、憲法に基づき、新たな行政・司法機関を設立し任務を与えなければならない。これらの機関は、連邦議会の残りの期間中のみ、その任務を遂行する。

第424条

大統領、副大統領、人民院議長及び民族院議長は、連邦議会が終了した後も、憲法に基づき後任が選出されるまでは引き続きその地位に留まる。

第425条

国防・治安評議会は、連邦議会閉会中に、国軍司令官が自らに委譲された任務を達成できていないことを理由に国権委譲期間延長に関する正当な申し立てを行った場合、通常、同期間を1回につき6ヶ月間、2回まで延長することが出来る。

第426条

国防・治安評議会は、大統領が第417条及び第418条に基づき国家緊急事態を宣言し、国軍司令官へ国権を委譲した後に、国軍司令官より任務終了の報告を受けた際、第418条に基づく国軍司令官への国権委譲に関する指令を撤廃する旨宣言しなければならない。

第427条

国防・治安評議会は、

- (1) 憲法に基づき議会が結成されるまでの間、立法・行政・司法の三権を執行する。
- (2) この憲法の規定に従い、新大統領が任命され、連邦レベルの組織が結成されるまでの間、国権を執行する権利を有する。立法権に関しては、自らが執行しなければならないが、行政権及び司法権に関しては、連邦、管区域・州及び自治地区・地域レベルの適切な組織又は人物に委譲することが出来る。

第428条

国防・治安評議会は、憲法に規定された各レベルの行政機関、自治地区・地域の指導組織及び選挙管理員を、憲法に規定された要件を満たす適切な人物をもって組織し、任務を与えなければならない。

第429条

国防・治安評議会は、第426条に基づき国軍司令官への国権委譲に関する指令の撤廃が宣言された日から6ヶ月以内に憲法の規定に従い総選挙を実施しなければならない。

第430条

第428条にて結成された組織は、総選挙が行われ、憲法に従い立法・司法・行政機関が結成されるまでの間、その職務を遂行しなければならない。

第431条

国防・治安委員会は大統領の名の下、国権を執行する。

第432条

国家緊急事態が宣言されている間又は国軍司令官もしくは国防・治安委員会が国権を行使している間に、治安、安定、社会の平和及び法の支配の速やかな回復に向けた所要の措置をとるために結成された地方行政機関、市民組織又は国軍関連組織がとった公式な措置は、合法的なものであり、これらの措置に対しては如何なる法的手段もとってはならない。

第12章「憲法改正」

第433条

この憲法の規定を改正するには、以下の方法で行われなければならない。

- (1) 憲法改正に関する提案は、法案の形式で提出されなければならない。
- (2) 本条(1)項の法案に他の提案を含むことは認められない。

第434条

憲法改正に関する法案は、連邦議会へ提出しなければならない。

第435条

連邦議会は、連邦議会議員総数の20%以上により憲法改正に関する法案が提出された場合、同法案を審議しなければならない。

第436条

- (1) 憲法の第1章の第1条から第48条まで、第2章の第49条から第56条まで、第3章の第59条及び第60条、第4章の第74条、第109条、第141条及び第161条、第5章の第200条、第201条、第248条及び第276条、第6章の第293条、第294条、第305条、第314条及び第320条、第11章の第410条から第432条まで、第12章の第436条にある規定を改正する場合、連邦議会議員総数の75%を上回る賛成を得た後、国民投票において有権者の過半数の票を得なければならない。
- (2) 本条(1)項に定める条文以外の条文の憲法改正については、連邦議会議員総数の75%を上回る賛成を得なければならない。

第13章「国旗・国章・国歌・首都」

第437条

- (1) 国旗は以下のとおりとする。
- (2) 国旗に関する事項は、法律により規定する。

第438条

- (1) 国章は以下の図に示されるものとする。
- (2) 国章に関する事項は、法律により規定する。

第439条

- (1) 国歌は以下のとおり、現在の国家を規定する。
- (2) 国家に関する事項は、法律により規定する。

第440条

国家の首都はネーピードーである。

第14章「経過規定」

第441条

国民投票において全有権者の過半数の投票が行われた票の中で過半数により承認された

この憲法は、連邦議会の第一回会期が始まる日に連邦全土において発効する。

第442条

国家平和開発評議会は、この憲法が発効するまでの間、国家主権の行使を継続する。

第443条

この憲法が発効する以前に国家平和開発評議会がこの憲法の実施のために事前にとった措置は、この憲法に基づきとられたものと見なす。

第444条

- (1) この憲法が発効する日に存在する政府は、憲法により権限を与えられた政府が成立するまで、自らの関係する責任を引き続き行使する。
- (2) この憲法が発効日に存在する現存の裁判所は、この憲法に基づき新たな裁判所が設立されるまで、引き続き司法権を行使する。また、現存の裁判所において審理中の民事事件、刑事事件及び租税事件は、当該案件の審理が開始された日に有効であった法律に基づき継続審理される。

第445条

ミャンマー連邦共和国は、国家秩序回復評議会、国家平和開発評議会が定めた政策、法律、規則、規範、通知、布告及び国家秩序回復評議会、国家平和開発評議会が実施した事項、責務及び権限を継承する。国家秩序回復評議会、国家平和開発評議会又はこれら団体の一員もしくはは政府の一員がその任務として実施した事項については、これを理由とし、これらの者を提訴すること、取り締まることは出来ない。

第446条

現行法は、この憲法に反しない限り、連邦議会により廃止又は改訂されるまで効力を有する。

第447条

現行の規則、規範、規約、通知、指令、命令及び手続は、この憲法に反しない限り、連邦政府により廃止又は改訂されるまで効力を有する。

第448条

この憲法が発効日以降も、国家平和開発評議会の下部組織である国軍を含む関係機関で働

いている公務員は、ミャンマー連邦共和国政府が定める限りにおいて、その職務を継続する。

第15章「総則」

第449条

この憲法はすべての国内法の基本となる法律である。

第450条

ミャンマー語を公用語とする。

第451条

国家は、立法、行政において、国家の基本原則に従って慎重に行動しなければならない。しかしながら、如何なる裁判所においてもこのように行動させるよう訴追することはできない。

第452条

この憲法中の前文、本文、用語及び表現の解釈は、ミャンマー語の原文のみに基づくものとする。

第453条

この憲法中の表現の解釈は、現存の表現解釈に関する法律に基づいて行われなければならない。

第454条

この憲法のミャンマー語の原本は、公文書保管所にて保管されなければならない。右原本は、この憲法の規定を最終的に証明するものである。

第455条

- 連邦政府は、連邦政府のみが行う旨規定した経済活動に関し、国家利益を考慮した上で、
- (1) 管区域・州の政府機関が、規定に従い、連邦政府機関との共同出資を行うことを認める。
 - (2) 協同組合組織、経済関連組織又は人物が、規定に従い、連邦政府との共同出資を行うことを認める。

第456条

この憲法が発効する以前にミャンマー連邦と諸外国との間で締結された条約又は協定により生ずる法的義務に関し、当該国がミャンマー連邦に対する法的義務を遵守している限り、ミャンマー政府も当該国への法的義務を遵守する。

第457条

- (1) この憲法が発効以前にミャンマー政府と交わした契約もしくは債務に関する訴訟については、連邦政府に対し訴えを提起することができる。
- (2) ミャンマー連邦共和国が、訴訟の場で原告又は被告となる場合には、「ミャンマー連邦共和国」の名前で訴訟が行われる。

付表1 連邦議会立法管轄事項 (第96条関連)

1. 国防・治安分野

- (1) 「ミ」連邦及び「ミ」連邦領土の防衛及び防衛計画の準備
- (2) 国防・治安産業
- (3) 生物・化学兵器を含む武器、弾薬及び爆発物
- (4) 核エネルギー、核燃料、核放射線及びこれらを作り出す鉱物資源
- (5) 開戦宣言及び戦争終結
- (6) 国家の平和・安定及び法の支配
- (7) 警察

2. 外交分野

- (1) 外交官、領事案件、他の事項の代表者
- (2) 国連
- (3) 国際・地域・二国間の会議、セミナー、会合、機関への参加及び当該会議等における決議の履行
- (4) 国際・地域・二国間の協定・条約への署名及び当該協定・条約の履行
- (5) 旅券及びIDカード
- (6) 入国査証、滞在許可、出国許可、出入国管理、国外追放

(7) 犯罪人の外国への引き渡し及び本件に関わる当該国からの要請

3. 財政・計画分野

- (1) 連邦予算
- (2) 連邦基金
- (3) 貨幣及び硬貨
- (4) 「ミ」中央銀行及び財政機構
- (5) 外国為替管理
- (6) 資本及び金融市場
- (7) 保険
- (8) 所得税
- (9) 商業税
- (10) 印紙税
- (11) 関税
- (12) 宝くじ
- (13) 税金に関する控訴
- (14) 連邦の公益事業
- (15) 売却、賃貸及び他の方法による連邦所有資産の処分
- (16) 連邦基金の貸付
- (17) 連邦基金による投資
- (18) 対外借款
- (19) 連邦の取得物
- (20) 対外財政支援・援助

4. 経済分野

- (1) 経済
- (2) 貿易
- (3) 協同組合
- (4) 有限会社、関係委員会、企業、会社及び株式会社
- (5) 輸入品、輸出品及びそれらの品質管理
- (6) ホテル及び宿泊施設
- (7) 観光

5. 農業・畜産分野

- (1) 国土管理

- (2) 空き地、休閑地及び未開墾地の開墾
- (3) 入植及び国土の記録
- (4) 測量
- (5) 連邦が管理するダム、堤防及び給水施設
- (6) 気象、水文学及び地震の調査
- (7) 登記
- (8) 機械を用いた農業
- (9) 農業研究
- (10) 化学肥料及び殺虫剤
- (11) 海洋漁業
- (12) 動物の繁殖、病気の予防、治療及び研究

6. エネルギー、電気、鉱業及び林業分野

- (1) 石油、天然ガス、連邦法に基づき危険と判断される可燃性物質
- (2) 連邦電力の生産及び配電
- (3) 鉱物、鉱山、鉱夫の安全及び環境保存・再生
- (4) 宝石
- (5) 真珠
- (6) 林業
- (7) 野生生物、天然林、自然区域とその周辺の保存及び保護

7. 工業分野

- (1) 連邦レベルで行われる工業
- (2) 工業区域
- (3) 大量生産される製品の標準化及び特定
- (4) 科学技術及び科学技術に関する研究
- (5) 寸法及び重量の標準化
- (6) 著作権、特許、商標及び工業デザインといった知的財産

8. 運輸、通信及び建設分野

- (1) 国内の水上交通
- (2) 水路の管理
- (3) 水資源及び河の改良
- (4) 海上交通
- (5) 終着港
- (6) 灯台、灯船及び灯台施設

- (7) 船の製造、修理及び維持
- (8) 航空制度
- (9) 航空機の管理及び飛行場の建設
- (10) 陸上交通
- (11) 鉄道
- (12) 連邦が管理する道路及び橋
- (13) 郵便、通信、電話、ファックス、電子メール、インターネット、イントラネット及びそれらと同様の通信事業
- (14) テレビ、衛星通信、送受信及びそれらと同様の通信事業

9. 社会分野

- (1) カリキュラム、講義概要、教授法、研究、研究計画、教科課程
- (2) 大学、単科大学、工科大学及び他の高等教育機関の課程
- (3) 連邦が規定する試験
- (4) 私立学校及びその課程
- (5) 国家のスポーツ
- (6) 国民の健康
- (7) 伝統的医療サービス及び医療技術の発展
- (8) 無料病院・診療所及び私立病院・診療所
- (9) 母子福祉
- (10) 赤十字協会
- (11) 飲食物、医薬品、医療機器及び化粧品の偽造並びに他の材料とそれらの混合の防止
- (12) 子供、青年、女性、障害者、老人及びホームレスの世話
- (13) 救済復興
- (14) 消防隊
- (15) 労働時間、休憩時間、休日及び職業権利の保障
- (16) 労働に関する紛争
- (17) 社会安全
- (18) 労働機関
- (19) 連邦が管理する以下の事項
 - (イ) 古代文化・歴史に関わる地域、建物、記念碑、記録、石碑、碑文、椰子の葉、手書き文字、手工品、物財及び考古学事業
 - (ロ) 博物館及び図書館
- (20) 文学、演劇、音楽、伝統芸術・技術、映画及びビデオ
- (21) 誕生及び死亡の登録

10. 一般行政分野

- (1) 総合行政
- (2) 町村の土地の管理
- (3) 家及び土地の賃貸
- (4) 薬物及び向精神薬
- (5) 国家機密の保秘
- (6) 協会
- (7) 刑務所
- (8) 国境地域の開発
- (9) 国勢調査
- (10) 国籍、帰化、国籍の停止・取消、国籍の調査・登録
- (11) 特別な地位及び勲章

11. 司法分野

- (1) 判決
- (2) 弁護士
- (3) 刑法及び刑事上の処分
- (4) 民法、民事上の処分、契約、調停、不法行為、破産、信託、信託に基づき後見人及び被後見人を管理出来る人物、財産譲渡及び遺産相続
- (5) 証人に関する法律
- (6) 出訴期限
- (7) 訴訟評価
- (8) 個別救済
- (9) 外国に関する管轄権
- (10) 海事管轄権
- (11) 海賊行為、国際法に反して陸上、公海もしくは空において行われた犯罪

付表2

管区域・州議会立法管轄事項

(第188条関連)

1. 財政・計画分野

- (1) 管区域・州予算
- (2) 管区域・州基金
- (3) 土地税
- (4) 物品税（薬物及び向精神薬を除く）
- (5) 建物税、土地税、水税、街灯税及び車輪税といった開発事業に関わる税
- (6) 管区域・州の公益事業
- (7) 売却、賃貸及び他の方法による管区域・州所有資産の処分
- (8) 管区域・州基金の国内向け貸付
- (9) 管区域・州基金による国内向け投資
- (10) 地域計画
- (11) 小規模の貸付業

2. 経済分野

- (1) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる経済活動
- (2) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる貿易活動
- (3) 連邦が定めた法律に従い、管区域・州で行われる協同組合活動

3. 農業・畜産分野

- (1) 農業
- (2) 害虫などによる病気の予防・統制
- (3) 効率的な化学肥料の利用及び無機肥料の生産
- (4) 農業貸付金及び貯金
- (5) 管区域・州が管理する権利を有するダム、堤防、湖、水路、灌漑給水施設
- (6) 淡水漁業
- (7) 連邦が制定した法律に基づく制度的な家畜の飼育

4. エネルギー、電気、工業及び林業分野

- (1) 国有配電網を用いることなく、管区域・州の監督下で行われる中小規模の発電・配電事業（連邦の監督下で行われる大規模な発電・配電事業を除く）
- (2) 食塩及び塩製品
- (3) 管区域・州における宝石の切断及び研磨
- (4) 各村における薪の生産所
- (5) 休養施設、動物園、植物園

5. 工業分野

- (1) 連邦レベルで行われると規定されている工業を除く他の工業
- (2) 家内手工業

6. 運輸、通信及び建設分野

- (1) 管区域・州が管理する港、防波堤及び栈橋
- (2) 管区域・州が管理する道路及び橋
- (3) 管区域・州における民間交通制度

7. 社会分野

- (1) 連邦が規定する伝統的医療政策に反しない伝統医療
- (2) 管区域・州における社会福祉事業
- (3) 火災及び天災の事前防止
- (4) 貨物輸送の管理
- (5) 管区域・州が管理する権利を有する以下の事項
 - (イ) 文化遺産の保全
 - (ロ) 博物館及び図書館
- (6) オペラ劇場、映画館及びビデオ上映所
- (7) 写真、絵画及び彫刻の展覧会

8. 一般行政分野

- (1) 開発事項
- (2) 町村及び住宅の開発
- (3) 名誉ある肩書・勲章

付表3

自治地区・地域の指導組織の立法管轄事項 (第196条関連)

- 1. 町村の計画
- 2. 道路及び橋の建設、修理及び維持管理
- 3. 公共保健

4. 開発事業
5. 火災予防
6. 牧草地
7. 森林の保護及び保存
8. 連邦が制定した法律に基づく自然環境保護
9. 町村への給水及び電力供給
10. 町村の市場

付表4
宣誓の様式
(第125条関連)

私（名前）は、人民院、民族院もしくは管区域・州議会の議員として選出されたため、憲法を保護し、国家の法律に従います。ミャンマー連邦共和国とその国民に対して忠誠を誓います。連邦の分裂阻止、民族の団結及び国家主権の堅持等を常に目標として行動します。また、現在担っている責務を忠実に担うことを誓います。

付表5
管区域・州の徴収する税金
(第254条関連)

1. 土地税
2. 物品税

3. 管区域・州が管理する権利を有するダム、堤防及び水並びに当該ダムなどを用いた水力発電に関する税
4. 管区域・州が管理する権利を有する道路及び橋の通行料
5.
 - (1) 淡水漁業権の使用料
 - (2) 限られた範囲における海洋漁業権の使用料
6. 管区域・州が制定した輸送機関・船舶法に基づき徴収される税
7. 管区域・州が所有する財産の売却及び賃貸により得られた利潤
8. 管区域・州の公益事業により得られた手数料、税及び他の収入
9. 管区域・州の司法議会を含む法廷が科した罰金、その業務に関連する税及び他の収入
10. 管区域・州基金の貸し出しによって得られる利息
11. 管区域・州が行う投資により得られた利潤
12. 管区域・州の森において以下の物を採集する際に徴収される税
 - (1) チーク材を除く他の木材
 - (2) 薪、木炭、籐、竹、鳥の巣、松ヤニ、蜂蜜製品
13. 登録料
14. 娯楽税
15. 塩税
16. 連邦基金から得た財源
17. 管区域・州の開発事業に関わっている組織からの寄付金

18. 所有権が主張されていない資産

19. 埋蔵物